

串本町国土強靱化地域計画

人・自然・感動が共存する

強くしなやかな本州最南端のまち 串本



令和4年3月改訂 和歌山県 串本町

目 次

第Ⅰ章 地域強靱化計画策定の目的と位置づけ

1. 地域強靱化計画策定の目的	1
2. 国土強靱化地域計画の位置づけ	2

第Ⅱ章 串本町の地域特性

1. 位置と自然及び歴史的特性	3
(1) 本町の位置	3
(2) 地勢	4
(3) 気候の特性	4
(4) 歴史的特性	6
2. 人口と世帯数の特性	7
(1) 人口と世帯数の推移	7
(2) 人口流動の状況	9
(3) 将来人口の予測	10
3. 産業の特性	11
(1) 産業別就業者数	11
(2) 各産業の特性	12
4. 交通ネットワークの特性	15
(1) 交通ネットワーク	15
(2) 緊急輸送ネットワーク	16
5. 災害の歴史と特性	17
(1) 風水害	17
(2) 地震災害	18
(3) 津波災害	20
(4) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	20
6. 町民アンケート調査結果の概要	21

第Ⅲ章 串本町の地域強靱化の基本目標

1. 目指すべき将来の地域の姿	22
2. 基本目標	23
3. 事前に備えるべき目標	23
4. 地域強靱化を進める上での基本的な方針	24
(1) 町民等の主体的な参画	24
(2) 効率的・効果的な施策推進	24
(3) 的確な維持管理	24
(4) 広域連携の取組み	24
(5) 地域特性に応じた施策の推進	24

第Ⅳ章 脆弱性評価の実施

1. 想定するリスク	25
2. 施策分野	25
3. 起きてはならない最悪の事態	26
4. 脆弱性評価	28
(1) 脆弱性評価の考え方	28
(2) 脆弱性評価	28

第Ⅴ章 プログラムごとの推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ	36
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	44
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	53
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	56
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	60
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	63
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	68
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	74

第Ⅵ章 計画の着実な推進に向けて

1. 計画の推進体制	79
2. 計画の進捗管理	79
3. 計画の推進期間と重点化プログラム	80
4. 本町の他の計画の見直し	81

1. 地域強靱化計画策定の目的

昨今の東日本大震災や紀伊半島大水害などの大規模自然災害の経験を通じて、平時から大規模自然災害等に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、大規模自然災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けて、2014（平成 26）年 6 月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。

また、それを受けて 2015（平成 27）年 9 月には「和歌山県国土強靱化計画」が策定されています。

本町でも、今後 30 年以内の発生確率が 70%～80%と予測されている南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風、集中豪雨などによる各種災害に対して、「強くしなやかな串本町」の構築に向けて、地域強靱化に関する施策を効果的に推進することを目的に、「串本町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

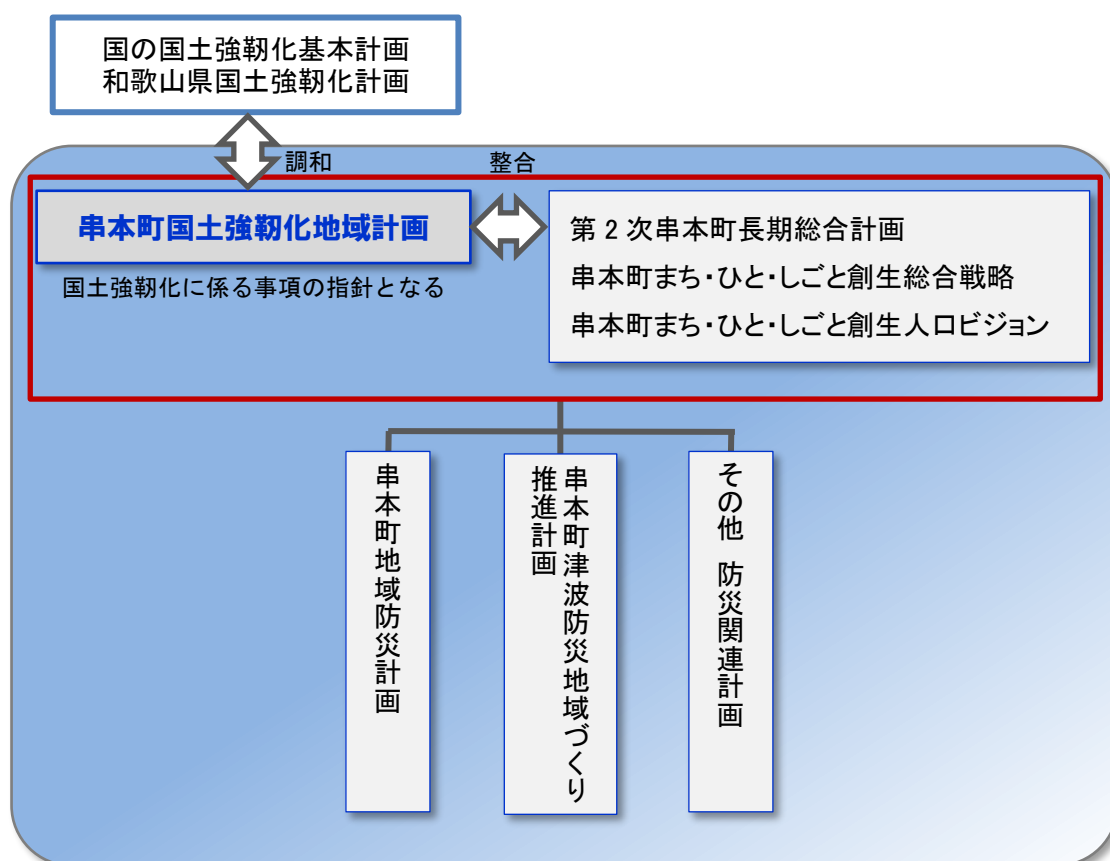


串本町の市街地

2. 国土強靱化地域計画の位置づけ

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）第 13 条に基づくものであり、国の「国土強靱化基本計画」や県の「和歌山県国土強靱化計画」と調和を保った計画です。

また、本町の第 2 次串本町長期総合計画、串本町まち・ひと・しごと創生総合戦略、串本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと基本的な考え方の整合が図られた計画であり、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。



国土強靱化地域計画の位置付け

1. 位置と自然及び歴史的特性

(1) 本町の位置

本町は本州・紀伊半島の最南端に位置する総面積約 136 km²の町で、東部は那智勝浦町、北部は古座川町、西部はすさみ町に接しており、南側は太平洋に面しています。



串本町の位置図

（２）地勢

本町の地形は東西に細長く、太平洋に面した海岸線はこの地方の特色であるリアス式の美しい海岸であり、吉野熊野国立公園に指定されています。

総面積の80%以上を山林及び丘陵地が占めていますが、地形は比較的緩やかで、平坦地は海岸沿いと河川沿いに点在しています。

町の東部には古座川が流れ、沖合には和歌山県下最大の島である紀伊大島が浮かんでいます。



海金剛



古座川

（３）気候の特性

本町の気候は南海気候区に属し、海洋性気候（黒潮）の影響を受けて年間を通じ温暖で雨の多い地帯です。また、台風の常襲地帯でもあり、風水害や土砂災害の危険に常にさらされています。

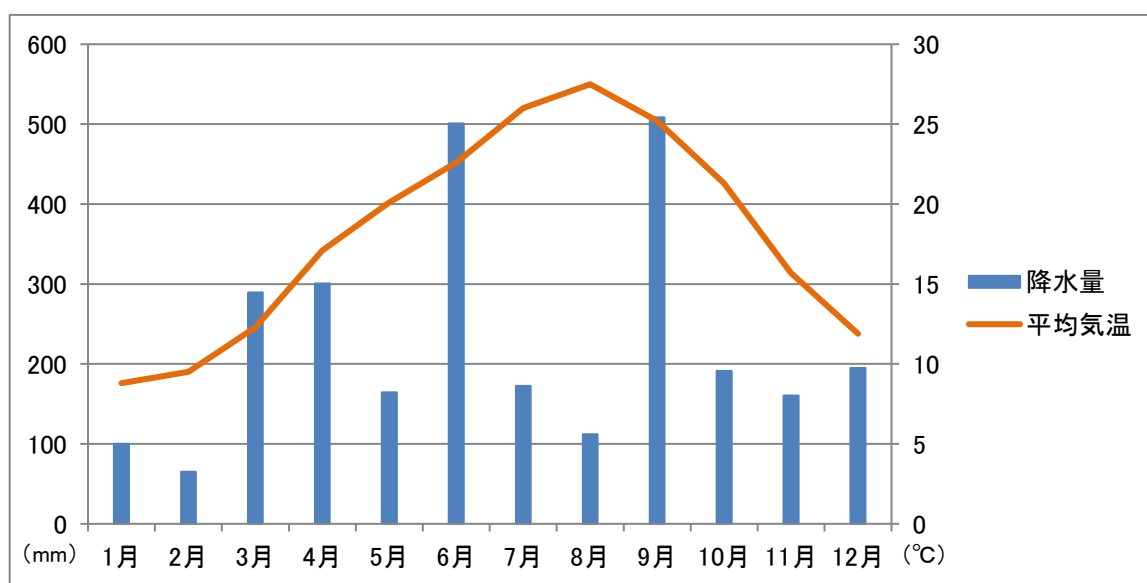
潮岬特別地域気象観測所における2016（平成28）年の気候概況は、年間平均気温18.2℃、年間降雨量2,761mmとなっています。

また、本町では2016（平成28）年に大雨警報と洪水警報が8回（主に6月）、暴風警報と波浪警報が1回（9月）発表されています。発表された注意報で多いのは雷注意報が90回（主に7,8月）、波浪注意報が67回（主に4,10～12月）、強風注意報が64回（主に4月）となっています。



潮岬灯台

潮岬特別地域気象観測所の気候概況（2016（平成28）年）



項 目	全 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温 (°C)	18.2	8.8	9.5	12.3	17.1	20.1	22.6	26.0	27.5	25.2	21.3	15.7	11.9
降水量 (mm)	2,760.5	100.0	65.0	289.5	300.5	164.5	501.0	172.5	112.0	508.5	191.5	160.5	195.0

資料：和歌山県の気象（年報）2016（平成28）年

串本町の警報・注意報発表回数（2016（平成28）年）

項 目	全年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
警 報	暴風	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	大雨	8	0	0	0	0	3	1	1	2	1	0	0
	波浪	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	洪水	8	0	0	0	0	3	1	1	2	1	0	0
注 意 報	風雪	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	強風	64	3	6	4	9	4	7	2	3	7	8	8
	大雨	38	0	1	2	2	8	3	5	9	3	1	2
	高潮	19	0	0	0	1	0	0	3	6	7	2	0
	波浪	67	4	6	5	8	4	7	2	3	4	8	8
	洪水	39	0	1	2	2	8	4	5	9	3	1	2
	乾燥	26	5	5	5	4	0	0	0	0	0	1	6
	濃霧	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	霜	22	0	1	19	2	0	0	0	0	0	0	0
	雷	90	4	6	3	7	5	10	13	13	7	10	6

資料：和歌山県の気象（年報）2016（平成28）年

（４）歴史的特性

江戸期においては紀伊大島が廻船の寄港地となっており、古座が捕鯨基地となるなど、本町は古くから海運・漁業により繁栄していたことが、文献に記載されています。

現在の町域は、1871（明治 4）年の廃藩置県によって和歌山県下となり、1889（明治 22）年の市町村制施行で串本村や古座村など 10 ヶ村が成立しました。また、串本村や古座村は町制を施行し、1897（明治 30）年には西牟婁郡串本町、1901（明治 34）年には東牟婁郡古座町が誕生しました。

その後は周辺の町村を編入合併し、2005（平成 17）年に西牟婁郡串本町と東牟婁郡古座町が合併し、現在の東牟婁郡串本町となりました。



トルコ軍艦遭難慰霊碑



無量寺・応挙芦雪館



本州最南端の火祭り

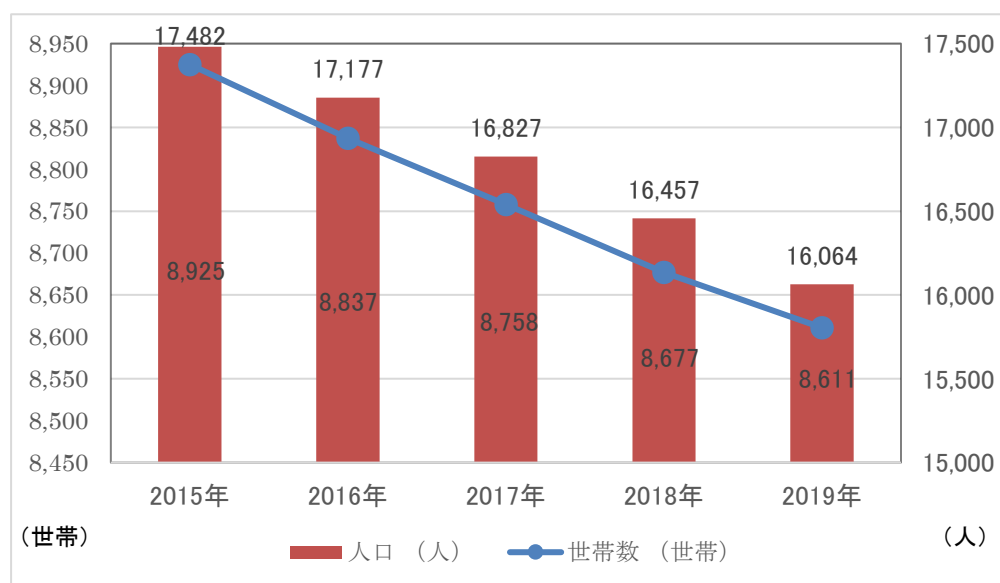
2. 人口と世帯数の特性

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口と世帯数は16,064人・8,611世帯（2019（平成31）年3月現在・住民基本台帳）で、ここ5年間は毎年平均363人・73世帯が減少し、長期的な減少傾向が続いています。世帯人員は1.86人と2015（平成27）年以前より2人を割り込んでおり、核家族化及び単身世帯の増加の影響が現れています。

また、2010（平成22）年には過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域となっています。

住民基本台帳による人口・世帯数の推移（各年3月末日時点）



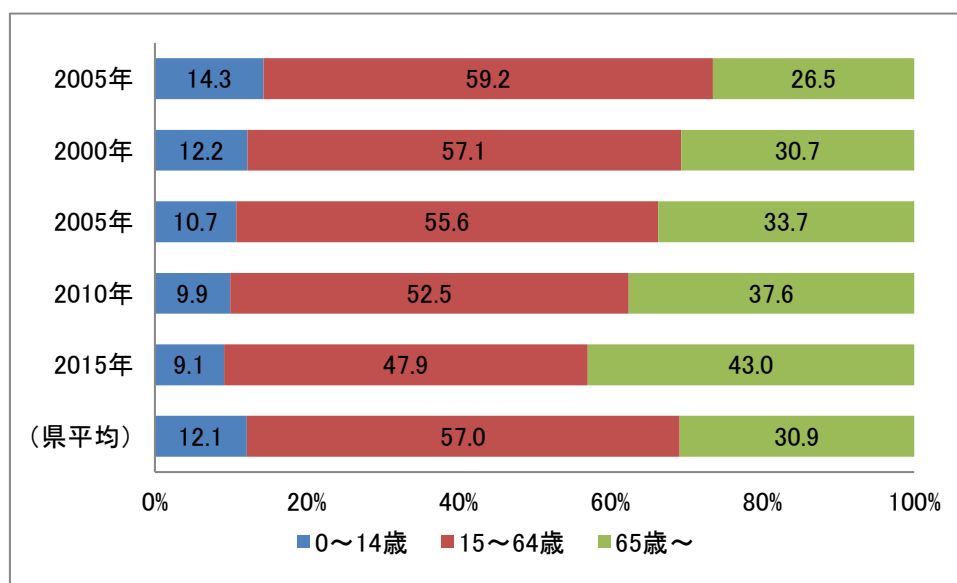
	人口 (人)	前年からの 人口増減	世帯数 (世帯)	前年からの 世帯増減	1世帯当り 人口(人)
2015 (平成27)年	17,482	-401	8,925	-53	1.96
2016 (平成28)年	17,177	-305	8,837	-88	1.94
2017 (平成29)年	16,827	-350	8,758	-79	1.92
2018 (平成30)年	16,457	-370	8,677	-81	1.90
2019 (平成31)年	16,064	-393	8,611	-66	1.87

資料：住民基本台帳

本町においては、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の減少と、65歳以上の高齢者人口の長期的な増加が続いており、2015（平成27）年の高齢者人口7,112人は生産年齢人口7,913人に迫ってきています。

年齢別人口構成比は、2015（平成27）年時点（国勢調査）で年少人口比率は9.1%（県平均より3.0ポイント低い）、生産年齢人口比率は47.9%（県平均より9.1ポイント低い）、高齢人口比率は43.0%（県平均より12.1ポイント高い）となっています。

国勢調査による年齢別人口と構成比の推移



	0～14 歳	15～64 歳	65 歳～
2005 (平成 7) 年	3,223 人 (14.3%)	13,338 人 (59.2%)	5,960 人 (26.5%)
2000 (平成 12) 年	2,606 人 (12.2%)	12,243 人 (57.1%)	6,580 人 (30.7%)
2005 (平成 17) 年	2,133 人 (10.7%)	11,080 人 (55.6%)	6,718 人 (33.7%)
2010 (平成 22) 年	1,803 人 (9.9%)	9,536 人 (52.5%)	6,837 人 (37.6%)
2015 (平成 27) 年	1,506 人 (9.1%)	7,913 人 (47.9%)	7,112 人 (43.0%)
(県平均)	(12.1%)	(57.0%)	(30.9%)

資料：国勢調査

(2) 人口流動の状況

本町の昼夜間人口比率（昼間人口÷常住人口）は、2015（平成 27）年で 98.4%となっており、町外に通勤・通学している町民が、町外から本町に通勤・通学してくる人より少し多いことを示していますが、近年では比率が低下する傾向にあります。

本町に住んでいる就業者 6,748 人のうち、1,017 人（15.1%、うち県内 970 人・県外 47 人）が町外へ通勤しており、本町で働いている就業者 6,566 人のうち、835 人（12.7%、うち県内 780 人・県外 55 人）は町外から本町に通勤しています。つまり、流出する就業者が差引きで 182 人多いことになります。

また、本町に住んでいる通学者 1,348 人のうち、189 人（14.0%、うち県内 166 人・県外 23 人）が町外へ通学しており、本町で学んでいる通学者 1,270 人のうち、111 人（8.7%、うち県内 110 人・県外 1 人）は町外から本町に通学しています。つまり、流出する通学者が差引きで 78 人多いことになります。

昼夜間人口比率の推移

年 度	昼夜間人口比率
2000（平成 12）年	101.3%
2005（平成 17）年	99.1%
2010（平成 22）年	99.5%
2015（平成 27）年	98.4%

資料：国勢調査

就業・通学者の流出・流入状況（2015（平成 27）年）

		合計人数 （割合）	町内の 就業・通学者数 （割合）	県内から 流出・流入する 就業・通学者数 （割合）	県外から 流出・流入する 就業・通学者数 （割合）	不明等 （割合）
就 業 者	町内に常住する 就業者	6,748 (100.0%)	5,674 (84.1%)	970 ※流出 (14.4%)	47 ※流出 (0.7%)	57 (0.8%)
	町内で働く 就業者	6,566 (100.0%)	5,674 (86.5%)	780 ※流入 (11.8%)	55 ※流入 (0.8%)	57 (0.9%)
通 学 者	町内に常住する 通学者	1,348 (100.0%)	1,148 (85.2%)	166 ※流出 (12.3%)	23 ※流出 (1.7%)	11 (0.8%)
	町内で学ぶ 通学者	1,270 (100.0%)	1,148 (90.3%)	110 ※流入 (8.7%)	1 ※流入 (0.1%)	11 (0.9%)

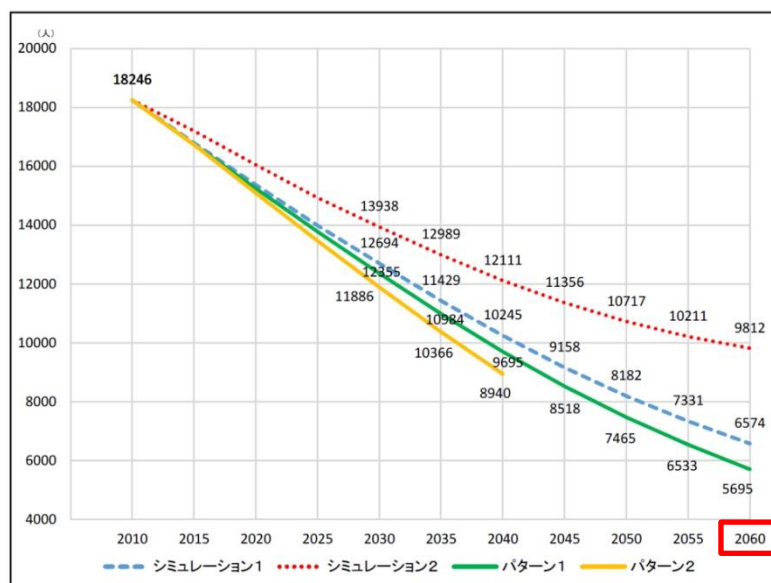
資料：国勢調査

(3) 将来人口の予測

串本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（2015（平成 27）年 10 月）において、2060（令和 42）年の人口推計を 4 パターンで行っていますが、いずれも本町の人口は 1 万人を下回る水準まで減少すると予測されています。）

また、年齢別人口構成では、老年人口割合が将来的に 50%を上回ると予測されています。それを受けた人口ビジョンでは、「生産年齢人口比率 50%以上の人口構成」を、将来的に目指すべき方向としています。

将来人口推計



パターン 1: 人口移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計

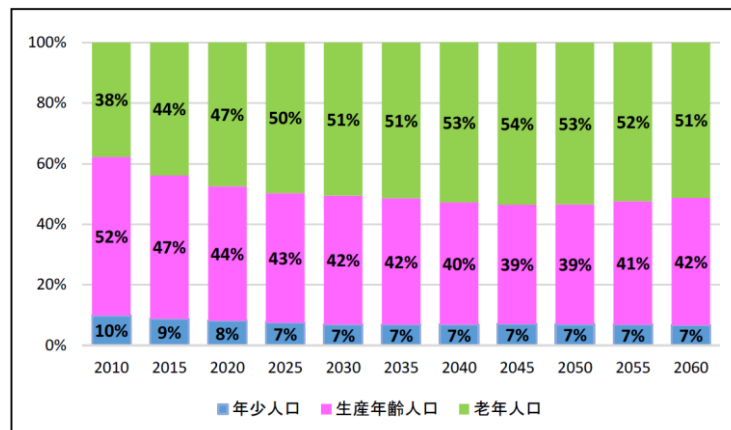
パターン 2: 人口移動総数が、2010 年(平成 22 年)から 2015 年(平成 27 年)の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計

シミュレーション 1: 合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に保てる水準の 2.07)まで上昇した場合

シミュレーション 2: 合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に保てる水準の 2.07)まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした(移動がゼロ)場合

資料：串本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

年齢別人口構成比の推計（パターン 1 の場合）



資料：串本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

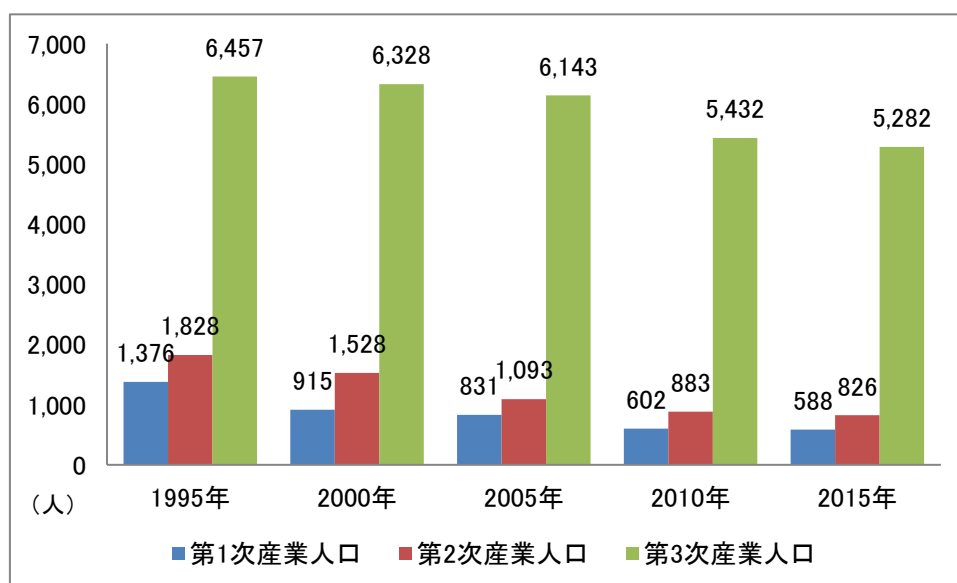
3. 産業の特性

(1) 産業別就業者数

本町の就業者数は2015（平成27）年で6,696人ですが、1995（平成7）年からの20年間で約3割減少しています。第3次産業人口は20年間に約2割の減少となっていますが、第1次・第2次産業人口は5割以上の減少となっています。

産業別の就業者比率は、2015（平成27）年で第1次産業8.8%、第2次産業12.3%、第3次産業78.9%であり、県平均よりも第3次産業への転換が進んでいます。

産業別人口と構成比の推移



	第1次産業人口 (構成比)	第2次産業人口 (構成比)	第3次産業人口 (構成比)	就業人口総数
1995 (平成7)年	1,376人 (14.2%)	1,828人 (18.9%)	6,457人 (66.9%)	9,661人
2000 (平成12)年	915人 (10.4%)	1,528人 (17.4%)	6,328人 (72.2%)	8,771人
2005 (平成17)年	831人 (10.3%)	1,093人 (13.5%)	6,143人 (76.2%)	8,067人
2010 (平成22)年	602人 (8.7%)	883人 (12.8%)	5,432人 (78.5%)	6,917人
2015 (平成27)年	588人 (8.8%)	826人 (12.3%)	5,282人 (78.9%)	6,696人
(県平均)	(9.0%)	(22.3%)	(68.7%)	
2015年／ 1995年	0.43	0.45	0.82	0.69

資料：国勢調査

（２）各産業の特性

① 農 業

本町の農業は、温暖な気候を活かして水稻、野菜、果樹等の生産が行われていますが、町域の約 80%が山地という地形的条件のため、耕地は各河川流域のわずかな平地か、台地上や急傾斜地を段状に整地した部分に存在するのみとなっています。

したがって各農家の耕地面積はほとんどが 1 ha 未満で、経営規模は零細であり、その立地条件から肥料や生産物の運搬や農業機械の利用は極めて非効率的です。

また、農業従事者の高齢化等の問題から、従事者人口、農家数、耕作面積は減少傾向にあります。

さらに近年では、農作物への鳥獣被害も深刻化しています。



キンカン



なんたん蜜姫（サツマイモ）

② 水産業

本町において漁業は基幹産業のひとつであり、古くから熊野灘等を漁場とする一本釣漁業、刺網漁業、巻き網漁業、根付漁業が営まれてきました。しかし近年、潮流の変化といった自然的要因や漁獲方法の発達に伴う乱獲、水質汚染といった様々な要因により漁獲量の減少が続き、従事者の高齢化等の問題もあわせて、経営環境は厳しくなっています。

こうした背景のもと、獲る漁業から育てる漁業に転換するため、大型養殖漁場の整備、魚礁の設置、藻場造成、アワビ等の種苗の放流などを推進し、水揚量向上を図っています。しかし、養殖魚の中心であるマダイの価格低迷や経費の増加により、採算性の悪い経営体も見られます。また、他の第 1 次産業と同じく、後継者不足、従事者の高齢化といった問題があります。



しゅらさん鯉



伊勢海老

③ 林 業

本町の林業は、戦後植栽した人工林が伐採期を迎えようとしています。木材需要と木材価格の長期的な低迷により林業経営の採算が悪化し、伐採が控えられるなど林業経営への意欲は減退しています。また、林業従事者の高齢化が進んでいます。

緑の雇用事業により若年就業者が生まれていますが、若干名に過ぎない状況であり、今後も後継者対策を行う必要があります。

④ 商工業

本町の商業は、大型店舗の進出や購入形態の変化による小規模商店の販売不振、事業主の高齢化などにより、商店街での廃業や休日に半休業とする店舗が増加しています。

本町の工業は、小規模な木材加工業者や水産加工業者が数社あるのみで、雇用吸収力は低く、新たな雇用機会を生み出すことは難しい状況です。

⑤ 観光業

本町の観光については、自然志向の高まりの中で本町の重要産業になっており、これまでは総合運動公園の整備、大規模ホテルの誘致、レンタルカー事業など、ハード・ソフト両面での観光事業を推進してきました。

2018（平成 30）年の観光客は約 160 万人で、近畿自動車道紀勢線がすさみ南インターチェンジまで延伸になったこともあり、近年は増加傾向にあります。

すさみ南インターチェンジから串本インターチェンジまでの「すさみ串本道路」が 2014（平成 26）年度に事業化されており、完成すれば交通利便性の向上が期待でき、観光客の更なる増加が見込まれます。



橋杭岩

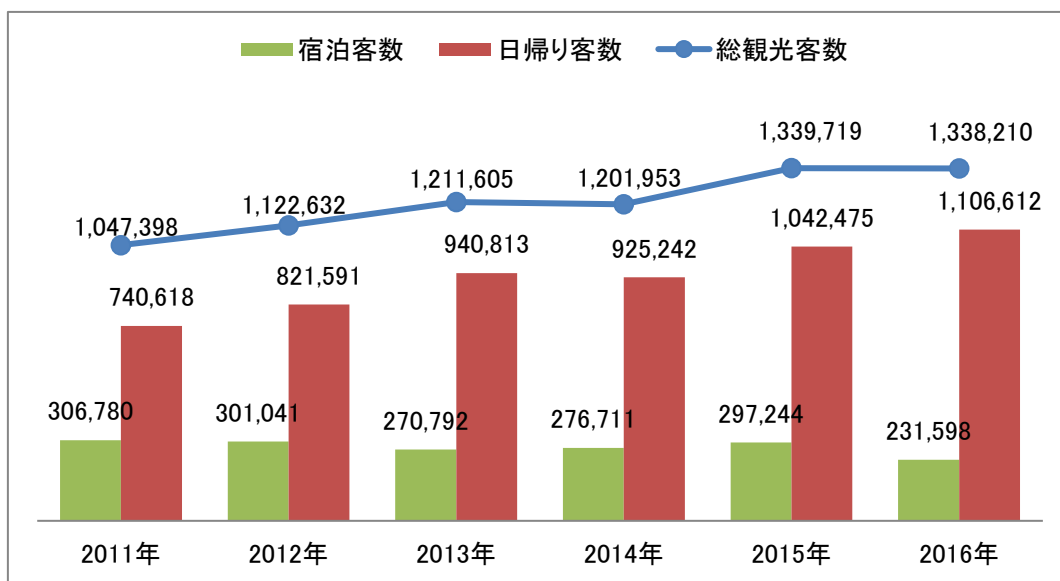


望楼の芝



檜野埼灯台

観光客数の推移



	総観光客数 (人)	日帰り客数 (人)	宿泊客数 (人)
2011 (平成 23) 年	1, 047, 398	740, 618	306, 780
2012 (平成 24) 年	1, 122, 632	821, 591	301, 041
2013 (平成 25) 年	1, 211, 605	940, 813	270, 792
2014 (平成 26) 年	1, 201, 953	925, 242	276, 711
2015 (平成 27) 年	1, 339, 719	1, 042, 475	297, 244
2016 (平成 28) 年	1, 338, 210	1, 106, 612	231, 598
2016 年／ 2011 年	1. 28	1. 49	0. 75

資料：和歌山県観光客動態調査報告書

4. 交通ネットワークの特性

(1) 交通ネットワーク

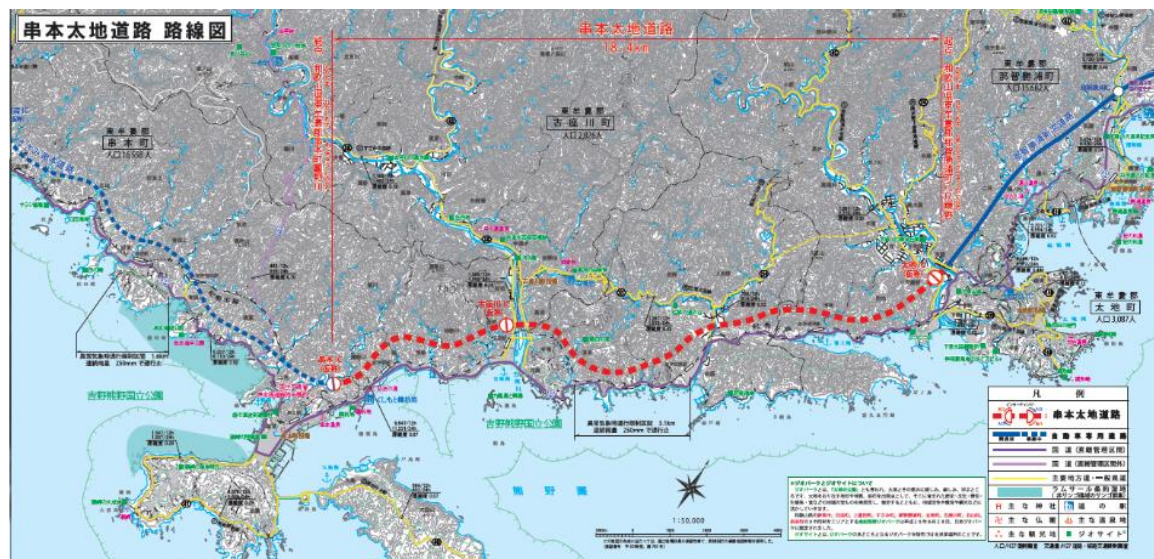
本町へのアクセスは、国道 42 号と JR 紀勢本線が中心であり、人的・物的交流の大動脈となっています。

近畿自動車道紀勢線の南伸や JR 紀勢本線の新大阪・京都への乗り入れにより、本町への所要時間は短縮されていますが、紀南地域の道路整備の遅れや鉄道が未だ単線であることなどにより、本町は他地域からのアクセスが容易であるとは言い難い状況にあります。

道路整備としては、すさみ南インターチェンジから串本インターチェンジ（仮称）までの「すさみ串本道路」（2 車線、延長 19.2km）が 2014（平成 26）年度に事業化、串本インターチェンジ（仮称）から太地インターチェンジ（仮称）までの「串本太地道路」（2 車線、延長 18.4km）が 2018（平成 30）年度に事業化されており、串本町内の防災・災害時の救援活動等の支援、救急医療活動の支援、安定した交通の確保といった整備効果が期待されています。



すさみ串本道路の概要



串本太地道路の概要

(2) 緊急輸送ネットワーク

和歌山県では、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮し、緊急輸送道路、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を指定して、緊急輸送ネットワークの形成を図っています。

【第一次緊急輸送道路】

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等、重要な防災拠点を連絡する道路。

→本町では、国道 42 号の他、事業中のすさみ串本道路が指定されています。

【第二次緊急輸送道路】

第一次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路。

→本町では、国道 371 号の他、県道串本古座線、県道樫野串本線、県道潮岬周遊線、県道田原古座線が指定されています。



串本町周辺の緊急輸送道路ネットワーク図

5. 災害の歴史と特性

(1) 風水害

本町において、頻繁に被害をもたらす風水害は台風です。

本町における浸水多発地帯は、周辺地域よりも地盤が低い凹地です。浸水の原因としては、既設水路の流下能力不足、灌漑用水路の整備問題、河川傾斜が緩やかであるため本川の水位が上昇し、堤内地の水が排水できない等が要因としてあげられます。

被害地域は、海岸平野、谷底平野、砂州地域に集中しています。

① 台風 12 号（2011（平成 23）年 9 月）による被害（紀伊半島大水害）

高知県東部～岡山県を縦断した台風 12 号により、紀伊半島の各地では土砂崩れ等が発生し、大きな被害をもたらしました。

潮岬では、最大瞬間風速が 32.1m/s（南東）、72 時間降水量は 416.5mm（9 月 4 日）となり、地点観測史上 1 位を更新しました。

町内では、9 月 4 日の未明に古座川が危険水域を越え、古田地区、中湊地区など 5 地区、928 世帯に避難勧告・避難指示が発令され、その後古座川流域等で発生した河川はん濫により、床上浸水が 7 地区 78 件、床下浸水は 141 件となりました。

② 台風 18 号（2013（平成 25）年 9 月）による被害

9 月 15 日に町内で竜巻が発生し、潮岬地区、串本地区、田並地区、西向地区において住家の屋根や屋根瓦が飛散するなどの被害が発生しました。建物被害は、町内全体で全壊 2 件（田並地区）、大規模半壊 1 件（串本地区）、半壊 15 件を含む、合わせて 269 件の被害となりましたが、人命の被害は発生しませんでした。

主な風水害の履歴（上記の被害以外）

発生年	概要
1788（天明 8）年 7 月	古座川で大洪水が発生、流域で 300 人が溺死
1806（文化 8）年 8 月	暴風雨により木本から串本まで被害甚大
1870（明治 3）年 9 月	暴風雨と大波により、古座下ノ丁の墓所残らず流出
1959（昭和 34）年 9 月	伊勢湾台風襲来、災害救助法の適用を受ける
1961（昭和 36）年 9 月	第 2 室戸台風襲来、災害救助法の適用を受ける
1967（昭和 42）年 10 月	台風 34 号で紀伊大島に大きな被害
1991（平成 3）年 6 月	集中豪雨により赤瀬小学校前通学路が崩壊、和深方面を中心に道路被害が発生
1993（平成 5）年 9 月	台風 14 号の影響による大雨で国道有田－田並間が通行止め、各地で崖崩れ発生
2001（平成 13）年 8 月	台風 11 号による水害で、床下浸水 13 件、床上浸水 1 件
2001（平成 13）年 9 月	豪雨が発生、49 戸が床下床上浸水
2013（平成 25）年 9 月	台風 18 号の影響による竜巻で家屋が全壊するなどの被害

資料：2017 統計資料編 串本町「町のあゆみ」

(2) 地震災害

串本町に被害をもたらす地震は、南海トラフ沿いの海域に発生する巨大地震、東海・東南海・南海 3 連動地震、県内及び周辺地域に発生する地震に大別されます。

① 南海トラフの巨大地震（海溝型地震）

四国沖から東海地方駿河湾に至る南海トラフ沿いの海域で発生する巨大地震で、規模はマグニチュード 8～9 クラス、震源域は数百 km に渡り、被害も広範囲にわたります。

近年では、東日本大震災（2011 年）クラスの大規模地震・大津波があげられます。

建物被害の予測結果 南海トラフ巨大地震 冬 18 時 風速 8m

市町村	総棟数	最大震度	揺れ等による全壊棟数	揺れ等による全壊率	津波による全壊棟数	津波による全壊率	焼失棟数	焼失率	全壊棟数合計*	半壊棟数合計	全壊率*	半壊率
串本町	13,300	7	6,500	49%	2,700	21%	590	5%	9,800	1,900	74%	15%

資料：和歌山県地震被害想定調査 報告書（概要版） 平成 26 年 3 月 和歌山県

② 東海・東南海・南海 3 連動地震（海溝型地震）

1605 年の慶長地震、1707 年の宝永地震のように、東海・東南海・南海地震がほぼ同時に発生したり、1854 年安政東海地震と同年安政南海地震、1944 年昭和東南海地震と 1946 年昭和南海地震などのように、南海トラフ上で東西に分かれ数年以内に続いて発生したりするなど、約 100 年～150 年周期で連動した地震が発生しており、その都度、地震動・津波両面で大きな被害が発生しています。このため、東海・東南海・南海 3 連動地震には注意を要します。

建物被害の予測結果 3 連動地震 冬 18 時 風速 8m

市町村	総棟数	最大震度	揺れ等による全壊棟数	揺れ等による全壊率	津波による全壊棟数	津波による全壊率	焼失棟数	焼失率	全壊棟数合計*	半壊棟数合計	全壊率*	半壊率
串本町	13,300	7	3,000	23%	2,100	16%	430	4%	5,500	4,100	42%	31%

資料：和歌山県地震被害想定調査 報告書（概要版） 平成 26 年 3 月 和歌山県

③ 県内及び周辺地域の地震（直下型地震）

内陸で発生する地震は、海溝型地震に比べてひとまわり小さく、マグニチュード 7 クラスかそれ以下です。しかし、震源が内陸であり、浅いことから、局地的に大きな被害をもたらすことがあります。

近年では、1948 年の日高川地震が最も大きく、和歌山、奈良両方で死者 2 名、負傷者 33 名の被害が発生しています。

それ以外のタイプの地震として、1899 年の紀伊大和地震、1952 年の吉野地震のように沈み込んだフィリピン海プレート内で発生する、やや震源の深い地震によっても被害を受けることがあります。

中央構造線の地震による被害想定 冬 18 時

最大震度	現況建物数	全壊・焼失棟数	負傷者数	道路施設 被害箇所数	鉄道施設 被害箇所数
5 強	20,576 棟	2 棟	2 名	3 箇所	12 箇所

資料：和歌山県地震被害想定調査 報告書（概要版）平成 18 年 3 月 和歌山県

田辺市内陸直下の地震による被害想定 冬 18 時

最大震度	現況建物数	全壊・焼失棟数	負傷者数	道路施設 被害箇所数	鉄道施設 被害箇所数
5 弱	20,576 棟	1 棟	1 名	3 箇所	10 箇所

資料：和歌山県地震被害想定調査 報告書（概要版）平成 18 年 3 月 和歌山県

過去の主な被害地震

発 生 年	地震の規模	事 象	区分
684（天武 13）年	M8 _{1/4}	土佐その他南海・東海・西海諸道（天武地震）	△
887（仁和 3）年	M8.0～8.5	五畿七道（仁和地震）	△
1099（承徳 3）年	M8.0～8.3	南海道・畿内（康和地震）	△
1361（正平 16）年	M8 _{1/4} ～8.5	畿内・土佐・阿波（正平地震）	△
1498（明応 7）年	M8.2～8.4	東海道全般（明応東海地震）	△
1605（慶長 9）年	M7.9	東海・南海・西海諸道（慶長地震）	△
1707（宝永 4）年	M8.4	宝永地震（南海・東海地震）	△
1854（安政元）年	M8.4	安政南海地震	△
1854（安政元）年	M8.4	安政東海地震	△
1899（明治 32）年	M7.0	紀伊半島南東部（紀伊大和地震）	
1938（昭和 13）年	M6.8	田辺湾沖	△
1944（昭和 19）年	M7.9	昭和東南海地震	△
1946（昭和 21）年	M8.0	昭和南海地震	△
1948（昭和 23）年	M6.7	日高川地震	●
1952（昭和 27）年	M6.8	吉野地震	
1995（平成 7）年	M7.3	兵庫県南部地震	●
2004（平成 16）年	M6.8	新潟県中越地震	●
2007（平成 19）年	M6.8	新潟県中越沖地震	
2011（平成 23）年	M9.0	東北地方太平洋沖地震	△
2016（平成 28）年	M7.3	熊本地震	●
2018（平成 30）年	M6.7	北海道胆振東部地震	●

注 1）表中の区分は、●直下型地震、△海溝型地震、空欄はその他の地震を示す。

資料：新編 日本被害地震総覧〔増補改訂版〕（1999 年 宇佐美龍夫）

国土交通省気象庁の資料 等

(3) 津波災害

串本町の沿岸部は、外海に向かって位置しており、地形的に海岸線に人口・資産が集中する傾向にあるため、津波に対する防災対策は非常に重要です。

本町は、その地理的条件から津波の被害を受けやすく、過去に安政南海地震、昭和南海地震等により度々被害を受けてきました。

本町周辺における過去の主な地震・津波の発生は以下に示すとおりです。

過去の主な地震・津波被害

日本暦（旧暦）		西暦	震央地名 または地震名	マグニ チュード	被害摘要等
年号	年月日	年月日			
宝永	4. 10. 4	1707. 10. 28	東南海道沖	8. 4	○津波 5～6m ○大津波 3 回来襲 日高郡山内村印南地方、名古浦の民家殆ど流失 ○流失水死 3, 005 人、流失 2, 741 戸、水死 24 名
安政	1. 11. 4	1854. 12. 23	東海道沖	8. 4	○津波 2～2. 5m ○流失 1, 000 戸以上、家屋焼失 638 戸、壊家 62 戸以上、死者 72 人以上
安政	1. 11. 5	1854. 12. 24	南海道沖	8. 4	○津波 4. 5～7m 震度 5～6 ○紀勢分合計 家屋焼失 24 戸、家屋流失 8, 498 戸、潰家破損共 18, 086 戸、流死 699 人
昭和	19. 12. 7	1944	東南海沖	8. 0	○津波 2m 震度 4 ○死者 44 人、不明 5 人、全壊家屋 174 戸、流失 235 戸、床上浸水 1, 213 戸 ○被害は主として串本以東の沿岸
昭和	21. 12. 21	1946	南海道沖 昭和南海地震	8. 1	○津波 2. 5～5. 5m、震度 5 ○死者 195 人、不明 74 人、家屋全壊 2, 439 戸、家屋流失 316 戸、家屋全焼 2, 399 戸
平成	16. 9. 5	2004	紀伊半島沖	6. 9	○津波高 0. 34m 震度 4
			東海道沖	7. 4	○津波高 0. 86m 震度 4

資料：和歌山の地震・和歌山地方気象台等より抜粋、被害は県全体

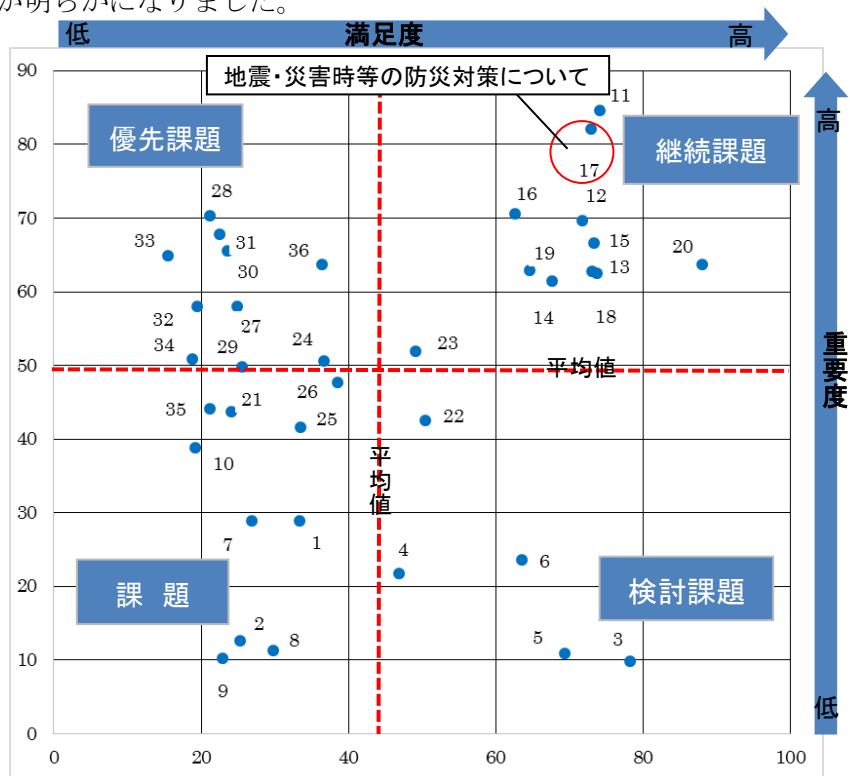
(4) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本町は、和歌山県内 19 市町、全国 14 都県 139 市町村に含まれる形で、2014（平成 26）年 3 月「津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

地震発生後 30 分以内に津波が到達し 30cm 以上浸水するおそれが予想される特別強化地域では、南海トラフ地震防災対策推進計画に基づき津波避難対策緊急事業計画を作成することができ、津波避難施設の整備（津波避難ビル、津波避難タワー、避難路等）に対する国からの補助が適用されます。

6. 町民アンケート調査結果の概要

「第2次串本町長期総合計画」を策定するため、2016（平成28）年5月～6月に実施した町民アンケート調査において、各行政施策の満足度と重要度について町民アンケートを実施したところ、「地震・災害時等の防災対策について」は重要度・満足度がともに高い重要行政施策であることが明らかになりました。



優先課題		継続課題	
24	図書館など文化施設の整備	11	休日や夜間等の救急医療
27	公園や子どもの遊び場	12	健康づくり(検診等)
28	日常の買物の便利さ	13	隣近所の助け合いや付き合い
29	女性への支援(社会進出・活動)	14	交通安全の取り組み
30	産業の振興	15	防犯対策
31	観光の振興	16	消防対策
32	鳥獣害対策	17	地震・災害等の防災対策
33	行政の住民への対応	18	子育て支援
34	広報活動	19	保育所・幼稚園
36	経費の節減などの行財政改革	20	小中学校教育
		23	青少年の健全育成
課題		検討課題	
1	町内道路網の整備	3	上水道(飲み水)
2	バス・鉄道など公共交通の充実	4	下水道・し尿処理
7	福祉施設	5	ゴミ収集
8	高齢者福祉サービス	6	騒音・振動・悪臭など生活環境
9	障害者福祉サービス	22	人権教育の推進
10	病院・医療施設の充実	※グラフ中の番号は、表に記載の番号に対応している。	
21	生涯学習や文化スポーツ活動		
25	スポーツ・レクリエーション施設の整備		
26	集会所や公民館などの集会施設		
35	行政への住民参加体制		

資料：第2次串本町長期総合計画のための町民アンケート

第Ⅲ章

串本町の地域強靱化の基本目標

1. 目指すべき将来の地域の姿

本町の特色として、本州最南端の豊かな自然環境と誇るべき歴史・文化、温暖な気候や、海からの恵みであるおいしい食べものなどが存在します。

そこに暮らして、訪れて体感できる串本町を、10年後さらには22世紀の次世代へつなげていく「まちづくり」を行っていくことが町民と行政の責務であると考え、第2次串本町長期総合計画では本町の目指すべき将来像を、「串本が誇る自然美・食・人のところが感動を与えるまち」という想いをこめ、「本州最南端 感動のまち 串本」としています。

本州最南端 感動のまち 串本

この将来像を実現するにあたっては、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕の発生に備え、地域の強靱化に対する取組みを進めていく必要があります。

そこで、本計画においては目指すべき将来の地域の姿を、次のように定めます。

人・自然・感動が共存する

強くしなやかな本州最南端のまち 串本



2. 基本目標

目指すべき将来の地域の姿を踏まえ、地域の強靱化においては、以下の4つを基本目標とします。

- Ⅰ 町民及び来訪者の人命の保護が、最大限図られること
- Ⅱ 町及び地域社会の重要な機能が、致命的な障害を受けず維持されること
- Ⅲ 町民の財産及び公共施設に係る被害を、最小限に留めること
- Ⅳ 町の迅速な復旧復興が図られること

3. 事前に備えるべき目標

国や県の基本計画を踏まえ、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- 1. 直接死を最大限防ぐ
- 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3. 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5. 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 地域強靱化を進める上での基本的な方針

先に掲げた4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を達成し、本町の安心・安全を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら地域強靱化に取り組めます。

(1) 町民等の主体的な参画

町民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、県、市町村、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組を促進します。

(2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、効率的・効果的な手法を検討します。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ、多くの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることもあり、限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施策の選択と集中を図ることによって中長期的に費用を削減できるよう、的確な維持管理に努めます。

(4) 広域連携の取組み

和歌山県、周辺市町との広域連携強化を進め、本州最南端の町として防災・減災面での役割を担います。

(5) 地域特性に応じた施策の推進

観光資源を有する自治体としての地域特性を踏まえ、観光客、女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等の多様な人々に十分配慮して施策を講じます。

また、被災した町民や観光客等の目線に立った復旧復興対応が行えるよう、事前に備えておきます。

1. 想定するリスク

予想される大規模自然災害全般に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとします。

- ① 南海トラフの地震＜3 連動地震、南海トラフ巨大地震＞
（地震動、津波、液状化、土砂災害 等）
- ② 中央構造線地震
（地震動、津波、液状化、土砂災害 等）
- ③ 台風等による風水害
（暴風、竜巻、高潮、豪雨、土砂災害、浸水 等）

2. 施策分野

脆弱性評価は、以下に掲げる 10 分野と各分野共通の 2 項目（リスクコミュニケーション、老朽化対策）で行うものとします。

- ① 行政機能/消防等/防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 産業構造
- ⑦ 交通・物流
- ⑧ 農林水産
- ⑨ 環境
- ⑩ 土地利用

3. 起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態」は串本町の地域特性を踏まえ、以下に掲げるリスクシナリオとします。

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1) 大規模津波等による多数の死者の発生 1-2) 建物等の複合的倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-5) 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-5) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-6) 想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困難者の発生 2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 町役場の機能不全 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が住民等に伝達できない事態 4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 4-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1) 食料等の安定供給の停滞 5-2) サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下 5-3) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-4) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態 6-2) 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 6-3) 上水道等の長期間にわたる機能停止 6-4) 下水道施設等の長期間にわたる機能停止 6-5) 異常渇水等による用水の供給の途絶
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1) 市街地での大規模火災の発生 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-3) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2) 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3) 液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-5) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4. 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

串本町の災害特性を踏まえ、36の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、計画策定年度（平成29年度）の施策等について評価・再点検しました。

(2) 脆弱性評価

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模津波等による多数の死者の発生

- ①津波避難困難地域においては、地震発生後、短時間で津波が来襲し、広範囲での浸水が想定されるため、甚大な被害が発生するおそれがあります。
- ②津波から逃げ切ることができる地域においても、避難路の情報が周知されていないったり、避難路が塞がれるなど避難の障害となる事態が起こったりすると、被害の拡大をまねくおそれがあります。
- ③津波被害の危険性がある地域において、高台やビル等が少ないことや、解錠に時間がかかり、甚大な被害が発生するおそれがあります。
- ④海岸・水路・河口部の津波対策事業が整備中であり、住民の避難時間が十分に確保できないおそれがあります。
- ⑤高齢化率が高いため、災害時の自主的な避難等に支障をきたすおそれがあります。

1-2) 建物等の複合的倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- ①耐震化が行われていない公営住宅や一般住宅があり、空き家も見られるため、緊急時の避難路・避難経路が閉塞し、安全性が確保できないおそれがあります。
- ②耐震化が行われていない公共建築物や避難（場）所があることから、避難行動に支障をもたらすおそれがあります。
- ③建物が倒壊しなくても、家具類が転倒して死傷者が発生するおそれがあります。
- ④大規模地震時に、電柱やブロック塀等が倒壊することによって、交通が遮断されるおそれがあります。
- ⑤大規模地震時に、LPガス容器や電気機器からの通電火災による出火が懸念されます。
- ⑥火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。

1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- ①不特定多数が集まる施設のうち、津波浸水想定区域内に立地するものは津波によって倒壊するおそれがあります。
- ②耐震化が行われていない社会福祉施設があることから、倒壊や火災による被害が生じるおそれがあります。
- ③ホテルなど、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化が完了しておらず、倒壊や火災による被害が生じるおそれがあります。

- ④不特定多数が集まる施設において、災害発生時の避難誘導、救助活動、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ①水害の発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難指示等の発令が遅れるおそれがあります。
- ②洪水被害を防止するための下水道施設や河川堤防・護岸が老朽化しており、災害時には広域かつ長期的に市街地の浸水が発生するおそれがあります。

1-5) 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態

- ①土砂災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがあります。
- ②土砂災害の発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難指示等の発令が遅れるおそれがあります。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ①古座消防署が津波浸水想定区域内に位置するため、大規模な津波が発生すると、災害救助等の活動拠点のみならず専門知識を有する人材も被災し、各種活動の実施が人的、物的の両面から大幅に遅延するおそれがあります。
- ②災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ①大規模災害時には多数の傷病者の発生が想定され、医療・介護施設における医療資機材や災害用医薬品等の不足が懸念されるため、医療活動等が迅速に行われないおそれがあります。また、医師・看護師等の医療スタッフも被災し、医療活動等の復旧に時間を要する事態となるおそれがあります。
- ②医療機関（くしもと町立病院、串本有田病院、潮岬病院）の耐震化率は100%ですが、民間診療所の耐震化の状況が不明のため、医療機能に支障をもたらすおそれがあります。
- ③交通インフラの被災によって、医療・介護に関する支援活動を受け入れられないおそれがあります。
- ④災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- ①大規模な自然災害が発生した場合、交通インフラの被災により、和歌山県や他府県、他市町村等からのエネルギー供給支援や電力復旧等に関する専門家派遣などにつ

いても遅れが生じる可能性が高く、町内の電力供給が長期にわたって途絶するおそれがあります。そのため、救助、救急、医療活動を担う医療機関等の機能が維持できないおそれがあります。

- ②災害により物流が停止し、活動拠点となる施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれがあります。また、災害支援病院（くしもと町立病院）の自家発電装置等の設置は完了していますが、稼働時間が限られるため、医療機器の使用が制限されるおそれがあります。

2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ①幹線道路等の被災により、食糧、飲料、医薬品など救援物資の被災地への車両輸送が困難になる可能性があります。
- ②橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、緊急輸送道路等が寸断する可能性があります。
- ③災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があります。
- ④管路、浄水施設、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道が長期間にわたり機能停止するおそれがあります。

2-5) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ①町内で大規模な災害が発生した場合、車両の通行不能区間が発生し、35ヶ所の孤立集落が同時発生する可能性があります。
- ②橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路が寸断され、孤立集落化が長期化するおそれがあります。
- ③大規模な津波災害の発生によって多数の孤立集落が発生する可能性があり、集落の被災状況を把握するのに時間を要するおそれがあります。

2-6) 想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困難者の発生

- ①本町における観光業は主要産業の一つであり、毎年、多くの人々が本町を訪れていますが、災害によって交通インフラが被災した場合には、公共交通機関の運行休止や道路の通行不能等により、観光客の多くが帰宅困難な状況が中長期化し、滞在中の水や食糧等が供給不足になるおそれがあります。

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ①ゴミ処理施設等の被災によって、災害ごみや汚泥、避難所から排出されるごみ等が放置されれば、環境衛生面が悪化し、疫病や感染症等の発生につながるおそれがあります。
- ②避難所生活が長期化する場合には、被災者の体力も低下していることから、ノロウイルスやインフルエンザといった感染症等が発生・まん延するおそれがあります。

- ③下水道施設等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがあります。
- ④学校施設、社会教育施設等の被災によりＰＣＢ廃棄物が流出し、健康被害が生じるおそれがあります。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町役場の機能不全

- ①大規模な災害が発生した場合、町職員の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがあります。
- ②災害により物流が停止し、活動拠点となる施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれや、災害対応に従事する職員の食糧を調達できないおそれがあります。
- ③業務継続体制が確立できていないため、応急、復旧・復興対策等に混乱が生じるおそれがあります。

3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ①大規模な災害が発生した場合、町職員等の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがあります。
- ②停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがあります。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が住民等に伝達できない事態

- ①災害によりテレビ・ラジオ放送が中断し、住民等が災害情報を取得できないおそれがあります。

4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ①〔再掲〕停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがあります。

4-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ①大規模な災害が発生した場合、町職員の被災等により参集が遅れ、避難指示等の放送が遅れてしまうおそれがあります。
- ②要配慮者への対応については、地域との連携を図っていますが、避難行動要支援者数に対し支援関係者数が不足し、安全・安心確保のための災害情報が伝達できないおそれがあります。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 食料等の安定供給の停滞

- ①農産物・水産物の物流拠点が被災し、食料の安定供給が停滞するおそれがあります。
- ②〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、緊急輸送道路が寸断する可能性があります。

5-2) サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下

- ①津波による航路閉塞により、物流機能の低下が懸念されます。
- ②〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性があります。

5-3) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ①被災・停電等により、ガソリンスタンドやＬＰガス充てん所の供給機能が、停止するおそれがあります。
- ②〔再掲〕津波による航路閉塞により、物流機能の低下が懸念されます。

5-4) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- ①大規模災害で多くの金融機関の機能が停止することにより、町経済への甚大な影響が懸念されます。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態

- ①南海トラフ巨大地震等の津波により、南紀田辺ＩＣ以南では沿岸部にある国道４２号の約５割が浸水するなど、広域ネットワークと地域ネットワークが分断されるおそれがあります。
- ②〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、町内の緊急輸送道路が寸断される可能性があります。
- ③地域交通ネットワークが分断されているなどの災害情報等を、道路利用者が把握できないおそれがあります。
- ④電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあります。

6-2) 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止

- ①大規模な自然災害が発生した場合、交通インフラの被災により、和歌山県や他府県、他市町村等からのエネルギー供給支援や電力復旧等に関する専門家派遣などについても遅れが生じる可能性が高く、町内の電力供給が長期にわたって途絶するおそれ

れがあります。そのため、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料等が確保できないおそれがあります。

- ②〔再掲〕災害により物流が停止し、活動拠点となる施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれがあります。また、災害支援病院（くしもと町立病院）の自家発電装置等の設置は完了していますが、稼働時間が限られるため、医療機器の使用が制限されるおそれがあります。

6-3) 上水道等の長期間にわたる機能停止

- ①〔再掲〕管路、浄水施設、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道が長期間にわたり機能停止するおそれがあります。

6-4) 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

- ①〔再掲〕下水道施設等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがあります。

6-5) 異常渇水等による用水の供給の途絶

- ①天候不順等による異常渇水により、水源が枯渇するおそれがあります。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

- ①住宅（特に木造住宅）の密集率が高く狭隘な道路が多い密集市街地は、大規模地震時に火災が延焼する危険性が高いほか、瓦礫の延焼出火が懸念されます。
- ②大規模災害に伴う火災発生時には、消防施設や消防水利施設が不足するおそれがあります。
- ③〔再掲〕大規模地震時に、L P ガス容器や電気機器からの通電火災による出火が懸念されます。
- ④〔再掲〕火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ①〔再掲〕耐震化が行われていない公営住宅や一般住宅があり、空き家も見られるため、緊急時の避難路・避難経路が閉塞し、安全性が確保できないおそれがあります。
- ②〔再掲〕耐震化が行われていない公共建築物や避難（場）所があることから、避難行動に支障をもたらすおそれがあります。
- ③〔再掲〕ホテルなど、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化が完了しておらず、倒壊や火災による被害が生じるおそれがあります。

- ④〔再掲〕大規模地震時に、電柱やブロック塀等が倒壊することによって、交通が遮断されるおそれがあります。

7-3) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ①大規模地震や集中豪雨によりため池が決壊し、周辺の道路や住宅が浸水したり、人的被害が発生したりするおそれがあります。
- ②〔再掲〕土砂災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがあります。
- ③〔再掲〕土砂災害の発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難指示等の発令が遅れるおそれがあります。

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ①農地や森林の保全を中山間地域居住者の自助努力のみで適正に維持管理していくことが難しく、地震や豪雨などによる土砂崩れの拡大、保水能力の低下などにつながるおそれがあります。
- ②山地災害危険地区の対策が完了しておらず、土砂災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがあります。

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

- ①風評被害は、本町の農林水産業やとりわけ観光業等の回復に著しい支障をきたすおそれがあります。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①公共インフラの整備、維持・管理及び道路啓開や応急復旧等に必要な担い手である建設業者や技術者等が不足する懸念があります。
- ②災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があります。

8-2) 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①耐震化が行われていない鉄道施設が存在するため、大規模災害時には不通が長期化するおそれがあります。
- ②〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、緊急輸送道路が寸断する可能性があります。

8-3) 液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①沿岸部が液状化することにより、海岸保全施設・道路施設・宅地が損壊し、ライフライン施設が使用不能となるおそれがあります。
- ②液状化・津波・高潮・洪水によって浸水した市街地の復旧・復興が、地籍調査が完了していないため大幅に遅れるおそれがあります。

8-4) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物が発生し、処理が停滞すれば道路啓開や災害廃棄物の撤去などが行えず、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあります。
- ②石油類等の有害物質の流出等により、災害廃棄物が汚染されているおそれがあります。
- ③津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民に影響を及ぼすおそれがあります。

8-5) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①高齢化や過疎化の進行等により、地域コミュニティ機能が低下し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあります。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模津波等による多数の死者の発生

大規模津波等による多数の死者の発生を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 1-1)-①

津波避難困難地域においては、地震発生後、短時間で津波が来襲し、広範囲での浸水が想定されるため、甚大な被害が発生するおそれがあります。

●推進方針 1	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
山地など高台への避難のため、必要な箇所を確認し、避難路の新設を検討・整備します。				
○推進指標等				
・避難路整備事業で平成25年度～平成27年度に43箇所実施、避難路の整備箇所数132ヶ所(H28) ⇒継続して事業を推進します。				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
手すりや照明を設置し、避難路の安全性を高めます。				
○推進指標等				
・高台の一時避難場所への避難路（階段、坂道等）について、手すり設置が必要な箇所を確認し、整備を進めます。				
・避難路・避難場所への照明設置を継続して進めます。				



津波避難ビル（NTTビ



津波避難タワー（和歌山東漁協）



津波避難タワー（田原地区）

脆弱性評価 1-1)-②

津波から逃げ切ることができる地域においても、避難路の情報が周知されていなかったり、避難路が塞がれるなど避難の障害となる事態が起こったりすると、被害の拡大をまねくおそれがあります。

●推進方針 1	施策分野	住宅・都市	担当課等	消防本部、総務課
---------	------	-------	------	----------

避難路における避難標識等の設置や、経路の表示を推進します。

○推進指標等

- ・避難標識の整備を継続して進めます。〔総務課〕
- ・避難路へのLED避難誘導灯の設置 50基（町管理分、H28）⇒継続して設置します。〔総務課〕
- ・事業所における避難場所、避難経路の明示を継続して進めます。〔消防本部〕

●推進方針 2	施策分野	住宅・都市	担当課等	建設課
---------	------	-------	------	-----

避難路を含めて、安全な避難行動の確保を踏まえたまちづくりを進めます。

○推進指標等

- ・旧市街地地区におけるまちづくり事業等（避難路となる主要生活道路の整備や、安全な避難路沿道空間確保のための密集市街地の改善整備に関する事業）を中期事業として実施します。
- ・陸路のネットワーク化（国道・県道等を介した近畿自動車道紀勢線へのアクセス路を確保）を中期事業として進めます。
- ・橋梁の耐震性確保（避難行動に必要な橋梁について、耐震点検を実施し、必要なところを耐震補強）を長期事業として進めます。

脆弱性評価 1-1)-③

津波被害の危険性がある地域において、高台やビル等が少ないことや、解錠に時間がかかり、甚大な被害が発生するおそれがあります。

●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課、企画課
-------	------	-------	------	---------

津波から逃れるための、より安全な避難先を確保します。

○推進指標等

- ・津波避難ビルの指定数 8棟（R3）⇒津波防災地域づくりに関する法律等で定められた基準に適合する避難ビルの指定を継続します。また、基準に満たない建物についても、緊急避難のために使用できそうであればその活用方法を検討します。〔総務課〕
- ・津波浸水区域内にある公共施設について、建替え時等に津波避難ビル化を長期事業として検討します。〔総務課〕
- ・津波避難タワー数 4ヶ所（H28）⇒中期事業として整備を進めます。〔総務課〕
- ・高台の宅地造成や津波防災拠点の整備を中期事業として推進します。〔総務課、企画課〕
- ・津波避難ビルや避難所に地震時自動解錠鍵ボックスを設置し、円滑な避難ができるよう対策を行います。〔総務課〕



避難路（姫区自主防災会による施



避難路（大水崎）

脆弱性評価 1-1)-④				
海岸・水路・河口部の津波対策事業が整備中であり、住民の避難時間が十分に確保できないおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	建設課、産業課
海岸・水路・河口部の津波対策を実施し、住民の避難時間を確保します。				
○推進指標等				
・漁港施設の強化（津波避難困難地域の解消のため、津波の第1波を防ぎ避難時間を確保するための耐震化）を中期事業として推進します。〔産業課〕 ・防波堤の耐震化及び耐津波性能化 着手（H28）⇒海岸保全施設の耐災性の強化について県へ継続的に要求します。〔建設課〕 ・利用するとき以外は、陸こうの常時閉鎖を実施するよう住民を啓発します。〔建設課〕 ・水路や河口付近の津波対策について、問題点を検討します。〔建設課〕				

脆弱性評価 1-1)-⑤				
高齢化率が高いため、災害時の自主的な避難等に支障をきたすおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課
自主防災組織率の向上を、引き続き促進します。				
○推進指標等				
・規約がある自主防災組織の組織率 94%（H28）⇒今後 100%を目指します。				
●推進方針 2	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	消防本部
消防団への加入促進の取組を、引き続き実施します。				
○推進指標等				
・企業や消防団員、イベント等での積極的な広報活動を通じて、消防団への加入促進の取組を引き続き実施します。消防団員数 348 人、うち女性団員 9 人、（R3.4）⇒消防団員数 370 人、うち女性団員 14 人を目標に促進します。 ・消防団の消火・救助・救命の訓練を通じて、団員の技術の向上を図ります。				
●推進方針 3	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課
自主的な避難所運営や、自主防災組織の要となる、地域防災リーダーの育成を促進します。				
○推進指標等				
・避難所運営リーダーを今後も育成します。 ・和歌山県が実施する「紀の国防災人づくり塾」への参加者 39 人（H28）⇒今後も参加を奨励します。				



田子区自主防災会 出前講座



岩淵区自主防災会 避難訓練

<参考> 和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I. 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策 (2) 津波避難困難地域の解消
第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化

第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保	(1)道路ネットワークの確保 (3)空港・港湾の機能確保
第4章Ⅱ.1.防災教育の充実	
第4章Ⅱ.2.防災文化の醸成	

1-2) 建物等の複合的倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

建物等の複合的倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、「住宅・建築物安全ストック形成事業」等を活用して、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 1-2)-① 耐震化が行われていない公営住宅や一般住宅があり、空き家も見られるため、緊急時の避難路・避難経路が閉塞し、安全性が確保できないおそれがあります。				
●推進方針1	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
公営住宅の耐震診断・耐震改修事業を進めます。				
○推進指標等 ・公営住宅の耐震化率 90.5% (H28) ⇒今後も継続して実施します。				
●推進方針2	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
一般住宅の耐震診断・耐震改修事業を進めます。				
○推進指標等 ・一般住宅の耐震化率 78.2 % (H30) ・平成28年度～平成30年度の3ヶ年合計で、耐震診断36戸、設計2戸、耐震改修1戸を実施⇒今後は地震被害軽減及び避難路確保のための必要性を啓発しながら、「住宅耐震化促進事業」の活用を促進して、毎年、耐震診断20戸以上、耐震改修3戸以上を目指します。				
●推進方針3	施策分野	住宅・都市	担当課等	建設課
空き家（不良住宅）の除却補助事業を進めます。				
○推進指標等 ・令和2年度の実績数10戸⇒今後も必要性を啓発しながら事業を推進します。				

脆弱性評価 1-2)-② 耐震化が行われていない公共建築物や避難(場)所があることから、避難行動に支障をもたらすおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
公共建築物や避難場所の耐震診断及び耐震改修事業を進めます。				
○推進指標等 ・平成25年度～平成27年度に潮岬公民館が完了、赤瀬公民館と里川集会所は検討中 ⇒引き続き公共建築物や避難場所の防災上必要な箇所を確認し、耐震診断・耐震改修を推進します。				

脆弱性評価 1-2)-③ 建物が倒壊しなくても、家具類が転倒して死傷者が発生するおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
家具類の転倒を防止する家具類転倒防止支援事業を行います。				
○推進指標等 ・平成25年度～平成27年度の3ヶ年合計で56件⇒今後も継続して実施します。				

脆弱性評価 1-2)-④				
大規模地震時に、電柱やブロック塀等が倒壊することによって、交通が遮断されるおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	住宅・都市	担当課等	建設課
市街地等の幹線道路の無電柱化を進めます。				
○推進指標等				
・電柱事業者に無電柱化等の改善を求めています。				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
ブロック塀の撤去や、生垣植栽を補助します。				
○推進指標等				
・ブロック塀等撤去等補助事業 撤去 51 件実施（平成 25 年度～平成 27 年度）⇒避難路確保のための必要性を啓発しながら、「地震・津波避難路確保のための補助金」の「ブロック塀撤去補助」の活用を継続して促進します。				
・ブロック塀等撤去等補助事業 生垣づくり 35 件実施（平成 25 年度～平成 27 年度）⇒避難路確保のための必要性を啓発しながら、「地震・津波避難路確保のための補助金」の「生垣づくり事業」の活用を継続して促進します。				

脆弱性評価 1-2)-⑤				
大規模地震時に、LPガス容器や電気機器からの通電火災による出火が懸念されます。				
●推進方針 1	施策分野	行政機能（消防等）	担当課等	消防本部
LPガス容器へのガス放出防止型高圧ホース等の設置を促進します。				
○推進指標等				
・ガス放出防止型高圧ホース等設置率 46.5%（H28）⇒継続して設置を進めていきます。				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
感震ブレーカー等購入費補助事業を行います。				
○推進指標等				
・感震ブレーカー等購入に対し、補助を行います。				

脆弱性評価 1-2)-⑥				
火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。				
●推進方針	施策分野	行政機能（消防等）	担当課等	消防本部
〔再掲〕消防団への加入促進の取組を、引き続き実施します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕企業や消防団員、イベント等での積極的な広報活動を通じて、消防団への加入促進の取組を引き続き実施します。消防団員数 348 人、うち女性団員 9 人（R3.4）⇒消防団員数 370 人、うち女性団員 14 人を目標に促進します。				
・〔再掲〕消防団の消火・救助・救命の訓練を通じて、団員の技術の向上を図ります。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I. 2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え
第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化

1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

不特定多数が集まる施設の倒壊・火災を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 1-3)-①

不特定多数が集まる施設のうち、津波浸水想定区域内に立地するものは津波によって倒壊するおそれがあります。

●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	教育課、こども未来課、 消防本部、総務課、企画課
-------	------	-------	------	-----------------------------

浸水リスクを考慮し、教育施設や防災拠点施設の高台移転を進めます。

○推進指標等

- ・くしもとこども園の高台新設を実施します。〔こども未来課〕
- ・高台への小学校等の統合・移転を実施します。〔教育課〕
- ・町立図書館の高台への移転もしくは浸水被害を受けない施設への移転を進めていきます。〔教育課〕
- ・町立体育館等の避難場所や避難所となる社会教育施設の高台への移転を推進します。〔教育課〕
- ・浸水想定区域内の消防屯所（防災拠点施設）については、年次計画を作成し、順次、高台移転を進めていきます。〔消防本部〕
- ・津波浸水想定区域となっている地区での防災拠点施設整備事業を推進します。〔総務課〕
- ・代替拠点の確保を行います。（高台の公共施設跡地（環境センター等）を代替拠点利用。内陸部の公共施設のバックアップ拠点機能（二次避難・外部支援受入拠点）を確保）〔総務課〕
- ・高台用地の確保・市街地の段階的移転促進を中期事業として行います。（近畿自動車道紀勢線整備に併せたサンゴ台周辺の高台における宅地造成、中心市街地（旧市街地）及び沿岸部集落からの移転を促進）〔総務課、企画課〕



潮岬中学校



くしもと町立病院

脆弱性評価 1-3)-②

耐震化が行われていない社会福祉施設があることから、倒壊や火災による被害が生じるおそれがあります。

●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	福祉課、こども未来課
-------	------	-------	------	------------

社会福祉施設の耐震化を推進します。

○推進指標等

- ・福祉関連施設の耐震化率 77%（H28）⇒100%を目指します。〔福祉課〕
- ・児童福祉施設の耐震化率 56%（H28）⇒100%を目指します。〔こども未来課〕

脆弱性評価 1-3)-③				
ホテルなど、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化が完了しておらず、倒壊や火災による被害が生じるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
耐震診断を義務化された、避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震改修を促進します。				
○推進指標等				
・耐震診断：完了 100%、耐震改修：完了 50%（H29）⇒改修、建替え等により、耐震化 100%を目指します。				

脆弱性評価 1-3)-④				
不特定多数が集まる施設において、災害発生時の避難誘導、救助活動、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。				
●推進方針	施策分野	行政機能（消防等） リスクコミュニケーション	担当課等	消防本部
各事業所での消防訓練や避難訓練の実施を推進します。				
○推進指標等				
・消防法に基づく消防計画や南海トラフ特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画の策定を啓発するとともに、消火・避難・通報訓練の実施を引き続き推進します。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 1 . 津波への備え	(1) 基本的な津波対策
第 3 章 I . 2 . 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え (2) 地震に起因する火災等への備え
第 3 章 II . 3 . 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 1-4)-①				
水害の発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難指示等の発令が遅れるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	行政機能（消防等）	担当課等	総務課
風水害避難先安全レベルを設定した避難所を確保します。				
○推進指標等				
・ 71 ヶ所（H28）⇒今後も避難所の風水害避難安全レベル設定に努めます。				

脆弱性評価 1-4)-②				
洪水被害を防止するための下水道施設や河川堤防・護岸が老朽化しており、災害時には広域かつ長期的に市街地の浸水が発生するおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市 老朽化対策	担当課等	建設課
下水道施設や河川堤防・護岸の耐災化を進めます。				
○推進指標等				
・ 下水道整備率 3.5%（H28）⇒今後も下水道施設や河川堤防・護岸の耐災化を進めます。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化

1-5) 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態

風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 1-5)-①				
土砂災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	農林水産	担当課等	建設課、産業課
土砂災害警戒区域等の調査・指定や治山事業を進めます。				
○推進指標等				
・土砂災害警戒区域等指定のための調査及び結果の公表についての進捗率 調査：68%、指定：44%（H28）⇒調査 100%、指定 100%（R1）〔建設課〕				
・山地災害危険地区の A ランク危険地（未整備） 18 ヶ所（H28）⇒人家及び公共施設等に影響が及ぶ箇所について、重点的に治山事業を推進します。〔産業課〕				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市 土地利用	担当課等	建設課
災害に強いまちづくりに向けて、都市計画等の見直しを行います。				
○推進指標等				
・災害に強いまちづくりや早期復興を目指し、都市計画区域を見直します。				
・安全な市街地を形成するため、土地利用の基本的方向を中期事業として検討します。				

脆弱性評価 1-5)-②				
土砂災害の発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難指示等の発令が遅れるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	行政機能（消防等）	担当課等	総務課
〔再掲〕風水害避難先安全レベルを設定した避難所を確保します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕71 ヶ所（H28）⇒今後も避難所の風水害避難安全レベル設定に努めます。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 III . 2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 2-1)-①

古座消防署が津波浸水想定区域内に位置するため、大規模な津波が発生すると、災害救助等の活動拠点のみならず専門知識を有する人材も被災し、各種活動の実施が人的、物的の両面から大幅に遅延するおそれがあります。

●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	消防本部、総務課
古座消防署の高台移転を検討します。（串本警察署はサンゴ台に代替指揮所を整備済みであり、串本海上保安署はサンゴ台に移転済み）				
○推進指標等				
・古座消防署の高台移転〔消防本部、総務課〕				



消防防災センター



串本警察署代替指揮所

脆弱性評価 2-1)-②

災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。

●推進方針	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	消防本部
〔再掲〕消防団への加入促進の取組を、引き続き実施します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕企業や消防団員、イベント等での積極的な広報活動を通じて、消防団への加入促進の取組を引き続き実施します。消防団員数 348 人、うち女性団員 9 人 (R3.4) ⇒消防団員数 370 人、うち女性団員 14 人を目標に促進します。 ・〔再掲〕消防団の消火・救助・救命の訓練を通じて、団員の技術の向上を図ります。				

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化
第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 2-2)-①

大規模災害時には多数の傷病者の発生が想定され、医療・介護施設における医療資機材や災害用医薬品等の不足が懸念されるため、医療活動等が迅速に行われたいおそれがあります。

また、医師・看護師等の医療スタッフも被災し、医療活動等の復旧に時間を要する事態となるおそれがあります。

●推進方針	施策分野	保健医療・福祉	担当課等	福祉課、くしもと病院
田辺・新宮地区の救急告示医療機関や、東牟婁・西牟婁地区の医師会との連携を図ります。				
○推進指標等				
・災害時における医療救護の実施や、防疫の協力等について、田辺・新宮地区の救急告示医療機関や、東牟婁・西牟婁地区の医師会との連携について、更なる充実を目指します。				

脆弱性評価 2-2)-②

医療機関(くしもと町立病院、串本有田病院、潮岬病院)の耐震化率は 100%ですが、民間診療所の耐震化の状況が不明のため、医療機能に支障をもたらすおそれがあります。

●推進方針	施策分野	住宅・都市 保健医療・福祉	担当課等	総務課
民間診療所の耐震化を促進します。				
○推進指標等				
・民間診療所の耐震化の状況把握に努めます。				

くしもと町立病院



脆弱性評価 2-2)-③

交通インフラの被災によって、医療・介護に関する支援活動を受け入れられないおそれがあります。

●推進方針	施策分野	保健医療・福祉 交通・物流	担当課等	建設課、総務課
避難場所、病院、救護所、ヘリポート、物資集積場所および国道・県道等を介した輸送路を検証し、必要な対策を中期事業として検討します。				
○推進指標等				
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 0% (町橋梁対象、H28) ⇒100% (R2) [建設課] ・緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率 0% (町道対象、H28) ⇒長期事業として進めます。 [建設課] ・橋梁の要修繕箇所対策率 2% (H28) ⇒52.6% (R2) [建設課] ・トンネルの要修繕箇所対策率 0% (H28) ⇒100% (R2) [建設課] ・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数 (災害時用臨時ヘリポート) 16ヶ所 (H28) を確保します。 [総務課] ・〔再掲〕陸路のネットワーク化 (国道・県道等を介した近畿自動車道紀勢線へのアクセス路を確保) を中期事業として進めます。 [建設課] ・〔再掲〕橋梁の耐震性確保 (避難行動に必要な橋梁について、耐震点検を実施し、必要なところを耐震補強) を長期事業として進めます。 [建設課]				

脆弱性評価 2-2)-④				
災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。				
●推進方針	施策分野	行政機能(消防等) リスクコミュニケーション	担当課等	消防本部
〔再掲〕各事業所での消防訓練や避難訓練の実施を推進します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕消防法に基づく消防計画や南海トラフ特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画の策定を啓発するとともに、消火・避難・通報訓練の実施を引き続き推進します。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 2-3)-①				
大規模な自然災害が発生した場合、交通インフラの被災により、和歌山県や他府県、他市町村等からのエネルギー供給支援や電力復旧等に関する専門家派遣などについても遅れが生じる可能性が高く、町内の電力供給が長期にわたって途絶するおそれがあります。そのため、救助、救急、医療活動を担う医療機関等の機能が維持できないおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	保健医療・福祉	担当課等	くしもと病院
ライフライン関係機関との連携を、継続して強化します。				
○推進指標等				
・ライフライン関係機関との連携強化を目指します。				

脆弱性評価 2-3)-②				
災害により物流が停止し、活動拠点となる施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれがあります。また、災害支援病院(くしもと町立病院)の自家発電装置等の設置は完了していますが、稼働時間が限られるため、医療機器の使用が制限されるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	エネルギー 保健医療・福祉	担当課等	総務課、くしもと病院 消防本部
指定避難所や防災拠点における石油製品・L P ガスの貯槽等の導入を検討します。				
○推進指標等				
・指定避難所や防災拠点における石油製品・L P ガスの貯槽等について、更なる充実を目指します。〔総務課、くしもと病院〕				
・石油製品利用促進対策事業費補助金の活用を促進します。〔総務課、くしもと病院〕				
・消防本部における燃料の備蓄：燃料タンクを整備済〔消防本部〕				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

串本町消防本部



2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 2-4)-①

幹線道路等の被災により、食糧、飲料、医薬品など救援物資の被災地への車両輸送が困難になる可能性があります。

●推進方針	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課
シミュレーションによる物資の必要数を検証し、各地区の主要避難所への物資の備蓄や、各地区の浸水想定区域外への備蓄倉庫の設置等を進めます。また、住民に対しても自らの備蓄（最低 3 日分）を啓発します。				
○推進指標等				
・備蓄品購入事業（平成 25 年度～平成 27 年度の 3 ヶ年合計 食糧 14,620 食、保存水 1,672 箱、毛布 1,000 枚、ブルーシート 300 枚、テント付簡易便座 30 基、排便袋 53 箱） ⇒和歌山県地震被害想定調査で示された必要物資数量の予測結果を基にして、今後も継続して備蓄します。 ・緊急時物資（食糧・医薬品・生活用品等）確保のため、町内業者等との協定の締結を進めます。				

脆弱性評価 2-4)-②

橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、緊急輸送道路等が寸断する可能性があります。

●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	建設課、総務課
緊急輸送道路等の耐災性を強化します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 0%（町橋梁対象、H28）⇒100%（R2）〔建設課〕 ・〔再掲〕緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率 0%（町道対象、H28）⇒長期事業として進めます。〔建設課〕 ・〔再掲〕災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数（災害時用臨時ヘリポート）16 ヶ所（H28）を確保します。〔総務課〕				

脆弱性評価 2-4)-③				
災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があります。				
●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	総務課
災害時における自治体等との相互応援協定や、企業等との物資供給協定を進めます。				
○推進指標等				
・災害時相互応援に関する協定（田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村、古座川町）、大災害時における本州四端会議の相互援助に関する協定（青森県大間町、岩手県宮古市、山口県下関市）、災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）を締結していますが、今後もその取組みを進めます。 ・災害時における物資供給に関する協定を NPO 法人コメリ災害対策センターと締結していますが、今後も企業等との協定締結を進めます。				

脆弱性評価 2-4)-④				
管路、浄水施設、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道が長期間にわたり機能停止するおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	住宅・都市	担当課等	消防本部、水道課、総務課
発災初動期の消防水利や応急・復旧期の応急給水を確保するため、浸水想定区域外に耐震性貯水槽を整備します。				
○推進指標等				
・耐震性貯水槽の整備⇒1 基（R1）、その後も各年 1 基を設置目標とします。〔消防本部、総務課〕 ・浄水場の耐震化率（浄水能力（$\text{m}^3/\text{日}$）ベース）82.32%（R1）⇒継続して事業を推進します。〔水道課〕				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市	担当課等	水道課
災害時の飲料水確保のため、施設の統合・新設の際に、タンクへ緊急遮断弁の設置を長期事業として推進します。				
○推進指標等				
・耐震性を有し、緊急遮断弁設置済の配水池に確保される水量の全配水池の総容量に対する比率 25.70%（R1）⇒継続して事業を推進します。				
●推進方針 3	施策分野	住宅・都市 老朽化対策	担当課等	水道課
水道管の耐震化のため、石綿セメント管及び老朽管の更新を長期事業として推進します。				
○推進指標等				
・水道老朽管路更新事業 ⇒継続して事業を推進します。 ・重要給水施設への基幹管路耐震適合率 16.1%（R1）⇒継続して事業を推進します。				

<参考> 和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II. 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底

2-5) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 2-5)-①				
町内で大規模な災害が発生した場合、車両の通行不能区間が発生し、35 ヶ所の孤立集落が同時発生する可能性があります。				
●推進方針 1	施策分野	リスクコミュニケーション	担当課等	総務課
町、関係機関が連携した、合同の救助訓練を継続して実施します。				
○推進指標等				
・総合防災訓練：大規模な災害を想定し、町、関係防災機関、住民、自主防災組織及びボランティア団体等が一体となり、総合的な訓練を年 1 回実施します。 ・津波警報伝達訓練：津波警報の発令を想定した防災行政無線による情報伝達訓練を年 1 回実施します。 ・水防訓練：水防管理団体が、水防活動の円滑な遂行を図るため、出水期より前に、年 1 回実施します。 ・町職員の参集、招集訓練：年 1 回実施し、必要に応じ体制等の見直しを行います。 ・こども園、保育所、小・中学校等の防災訓練：年 1 回以上行います。				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
孤立が予想される地区の高台に防災拠点施設を整備します。				
○推進指標等				
・田並地区において、津波浸水区域外の高台に防災拠点施設を整備し、災害時は地域において一定の活動ができるように整備を図ります。⇒田並地区防災拠点施設を整備済（R3）				



官公署 防災訓練

脆弱性評価 2-5)-②				
橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路が寸断され、孤立集落化が長期化するおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	建設課、産業課、総務課
緊急輸送道路等の耐災性を強化します。				
○推進指標等 ・L=15m以上の農道橋の点検診断実施数 0 橋（H28）⇒2 橋（R1）〔産業課〕 ・人家や公共施設と連絡する重要な林道における L=15m 以上の林道橋の点検診断実施数 0 橋（H28）⇒31 橋（R1）〔産業課〕 ・〔再掲〕緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 0%（町橋梁対象、H28）⇒100%（R2）〔建設課〕 ・〔再掲〕橋梁の要修繕箇所対策率 2%（H28）⇒52.6%（R2）〔建設課〕 ・〔再掲〕橋梁の耐震性確保（避難行動に必要な橋梁について、耐震点検を実施し、必要なところを耐震補強）を長期事業として進めます。〔建設課〕 ・〔再掲〕緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率 0%（町道対象、H28）⇒長期事業として進めます。〔建設課〕 ・〔再掲〕トンネルの要修繕箇所対策率 0%（H28）⇒100%（R2）〔建設課〕 ・〔再掲〕陸路のネットワーク化（国道・県道等を介した近畿自動車道紀勢線へのアクセス路を確保）を中期事業として進めます。〔建設課〕 ・〔再掲〕災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数（災害時用臨時ヘリポート）16ヶ所（H28）を確保します。〔総務課〕				

脆弱性評価 2-5)-③				
大規模な津波災害の発生によって多数の孤立集落が発生する可能性があり、集落の被災状況を把握するのに時間を要するおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	情報通信	担当課等	総務課
孤立に陥るおそれのある集落に可搬型無線機を配備し、通信訓練を継続して実施します。				
○推進指標等 ・孤立可能性のある集落における防災行政無線等の設置率 85.7%（H28） ・孤立可能性のある集落 35 箇所のうち、31 箇所（88.5%）に可搬型無線機を設置（H28）⇒未整備区域は防災行政無線（アンサーバック局）で対応します。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

2-6) 想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困難者の発生

想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困難者の発生を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 2-6)-①				
本町における観光業は主要産業の一つであり、毎年、多くの人々が本町を訪れていますが、災害によって交通インフラが被災した場合には、公共交通機関の運行休止や道路の通行不能等により、観光客の多くが帰宅困難な状況が中長期化し、滞在中の水や食糧等が供給不足になるおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課、産業課
観光客等の帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や観光施設、交通機関等と連携・協力して、避難場所の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導対策を検討します。				
○推進指標等 ・来訪者対策として、海拔表示、津波警戒標識、避難路看板等の設置を継続して行います。〔産業課〕 ・迅速な情報伝達のため、公共施設や観光地などへの屋外情報電光掲示板の設置を継続して検討します。〔総務課、産業課〕 ・道の駅に避難看板・パンフレット等を設置することにより、来訪者に対し津波避難場所・津波避難路に係る周知・啓発を継続して行います。〔産業課〕 ・公共施設・観光地・ホテル・駅・スーパーなどへハザードマップを掲示します。〔総務課〕				
●推進方針 2	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課、産業課
各観光事業者において、帰宅困難者を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食糧、物資等の備蓄を促進するよう啓発します。				
○推進指標等 ・観光事業者における備蓄状況の把握に努めます。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 2-7)-①				
ゴミ処理施設等の被災によって、災害ごみや汚泥、避難所から排出されるごみ等が放置されれば、環境衛生面が悪化し、疫病や感染症等の発生につながるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	保健医療・福祉	担当課等	住民課
災害時のゴミ処理に関する県や関連団体との連携を検討します。				
○推進指標等 ・継続して事業を推進します。				

脆弱性評価 2-7)-②				
避難所生活が長期化する場合には、被災者の体力も低下していることから、ノロウイルスやインフルエンザといった感染症等が発生・まん延するおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	保健医療・福祉	担当課等	福祉課
平常時からインフルエンザ等の予防接種率を高めるとともに、避難所においては、厚生労働省平成 23 年 6 月 3 日版「避難所生活を過ごされる方々の健康管理ガイドライン」により、感染症の流行予防に努めます。				
○推進指標等				
・高齢者インフルエンザ予防接種率 56.1% (H28) ⇒67.7% (R2) ・BCG接種率 96.8% (H28) ⇒91.9% (R2)				

脆弱性評価 2-7)-③				
下水道施設等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市 保健医療・福祉	担当課等	住民課、総務課
衛生対策のための施設・資材の整備に努めます。				
○推進指標等				
・浄化槽設置整備事業（平成 29 年度～令和元年度の 3 ヶ年合計 147 基）⇒340 基（R3～R7）〔住民課〕 ・簡易トイレ 70 基、排便袋セット 27,600 枚（H28）⇒和歌山県地震被害想定調査で示された必要物資数量の予測結果を基にして、今後も継続して備蓄します。〔総務課〕				

脆弱性評価 2-7)-④				
学校施設、社会教育施設等の被災によりPCB廃棄物が流出し、健康被害が生じるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	保健医療・福祉	担当課等	教育課
二次健康被害を防ぐため、処分期限までに対策を施します。				
○推進指標等				
・処分期限までに対策を施します。⇒高濃度PCBの処分完了（R3）、低濃度PCBの処分については、継続して推進します（R8）				

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町役場の機能不全

町役場の機能不全を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 3-1)-①

大規模な災害が発生した場合、町職員の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがあります。

●推進方針 1	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課
高台移転による新庁舎の建設を推進します。				
○推進指標等				
・令和2年度の移転を目標として推進します。⇒移転済(R3)				
●推進方針 2	施策分野	行政機能(消防等) リスクコミュニケーション	担当課等	企画課、総務課
職員の防災意識・能力向上のため、地震発生時の行動を時系列に検討する訓練等を計画・実施します。				
○推進指標等				
・庁内情報化推進・防災事業(平成25年度～平成27年度の3ヶ年合計 研修3回・78名 実施)⇒今後も継続して実施します。〔企画課、総務課〕				
・関係機関との実践的訓練 H24以降実施⇒今後も継続して実施します。〔総務課〕				
・実践的訓練への応援機関等の参加 17機関(H28)⇒今後も継続して参加を呼びかけます。〔総務課〕				
・ブラインド(事前不告知)職員参集訓練を行います。〔総務課〕				



移転前の串本町役場



移転後の串本町役場

脆弱性評価 3-1)-②

災害により物流が停止し、活動拠点となる施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれや、災害対応に従事する職員の食糧を調達できないおそれがあります。

●推進方針 1	施策分野	エネルギー リスクコミュニケーション	担当課等	総務課
燃料確保にかかる実践的訓練を行います。				
○推進指標等				
・燃料確保にかかる実践的訓練を行います。				
●推進方針 2	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課
災害対策本部で災害対応に従事する職員の備蓄食糧を確保します。				
○推進指標等				
・災害対策本部で災害対応に従事する職員の備蓄食糧を確保します。				

脆弱性評価 3-1)-③				
業務継続体制が確立できていないため、応急、復旧・復興対策等に混乱が生じるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課
発災後の行政機能維持と迅速な災害対応を実施するため全庁版のBCPを策定済みであり、継続して訓練・検証を行います。				
○推進指標等				
・BCP 策定済 (H29) ・訓練、検証を実施(H30)				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

行政機関の機能不全を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 3-2)-①				
大規模な災害が発生した場合、町職員等の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課
自主的な避難所運営や、自主防災組織の要となる、地域防災リーダーの育成を促進します。				
○推進指標等				
・避難所運営リーダーを今後も育成します。 ・〔再掲〕和歌山県が実施する「紀の国防災人づくり塾」への参加者 39人 (H28) ⇒今後も参加を奨励します。				
●推進方針 2	施策分野	リスクコミュニケーション	担当課等	企画課、総務課
各関係機関と協力・検討し、自主防災組織育成研修を実施し、自主防災組織活動資金補助を行い、自主防災組織の充実に図ります。				
○推進指標等				
・自主防災組織の充実に努めます。				
●推進方針 3	施策分野	リスクコミュニケーション	担当課等	総務課
〔再掲〕各事業所での消防訓練や避難訓練の実施を推進します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕消防法に基づく消防計画や南海トラフ特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画の策定を啓発するとともに、消火・避難・通報訓練の実施を引き続き推進します。				

脆弱性評価 3-2)-②

停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがあります。

●推進方針

施策分野

情報通信

担当課等

総務課

停電時にも使用が可能な、防災行政無線や衛星携帯電話、可搬型無線機を使用した連絡体制を強化します。

○推進指標等

- ・速やかに町内全域へ正確な情報伝達が可能な、防災行政無線システム：整備済
- ・防災行政無線同報系戸別受信機整備事業 戸別受信機設置率 70% (H30) ⇒継続して事業を推進します。
- ・衛星携帯電話、可搬型無線機等を配備し、各地区避難場所間及び各地区と町災害対策本部との情報伝達体制を強化します。
- ・防災行政無線同報系デジタル統合事業、衛星携帯電話、可搬型無線機等について、災害時でも通信が途切れることのないよう、稼働確認を行い、老朽化した機器は交換等により対策します。

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築



防災行政無線（親卓）



防災行政無線（子局）

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が住民等に伝達できない事態

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が住民等に伝達できない事態を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 4-1)-① 災害によりテレビ・ラジオ放送が中断し、住民等が災害情報を取得できないおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	情報通信	担当課等	総務課
テレビ・ラジオ放送、携帯電話・インターネット等に代わって住民等に災害情報を伝達する体制を強化します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕速やかに町内全域へ正確な情報伝達が可能な、防災行政無線システム：整備済 ・〔再掲〕防災行政無線同報系戸別受信機整備事業 戸別受信機設置率 70% (H30) ⇒継続して事業を推進します。 ・〔再掲〕衛星携帯電話、可搬型無線機等を配備し、各地区避難場所間及び各地区と町災害対策本部との情報伝達体制を強化します。 ・〔再掲〕防災行政無線同報系デジタル統合事業、衛星携帯電話、可搬型無線機等について、災害時でも通信が途切れることのないよう、稼働確認を行い、老朽化した機器は交換等により対策します。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
---------------------	------------------------



防災行政無線（簡易中継局）

4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

電力供給の停止等により災害情報が住民等に伝達できない事態を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 4-2)-① 停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	エネルギー	担当課等	総務課
ライフライン関係機関との連携を、継続して強化します。				
○推進指標等 ・今後もライフライン関係機関との連携を、継続して強化します。				
●推進方針 2	施策分野	エネルギー	担当課等	総務課
防災拠点や避難所等への再生可能エネルギーの導入を検討します。				
○推進指標等 ・太陽光発電設備＋蓄電池等 4 基（H28）⇒今後も導入を検討します。				
●推進方針 3	施策分野	情報通信	担当課等	総務課
停電時においても、町民に災害情報を伝達することが可能な体制を強化します。				
○推進指標等 ・〔再掲〕速やかに町内全域へ正確な情報伝達が可能な、防災行政無線システム：整備済 ・〔再掲〕防災行政無線同報系戸別受信機整備事業 戸別受信機設置率 70%（H30）⇒継続して事業を推進します。 ・〔再掲〕衛星携帯電話、可搬型無線機等を配備し、各地区避難場所間及び各地区と町災害対策本部との情報伝達体制を強化します。 ・〔再掲〕防災行政無線同報系デジタル統合事業、衛星携帯電話、可搬型無線機等について、災害時でも通信が途切れることのないよう、稼働確認を行い、老朽化した機器は交換等により対策します。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
------------------------	------------------------

4-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 4-3)-①				
大規模な災害が発生した場合、町職員の被災等により参集が遅れ、避難指示等の放送が遅れてしまうおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	情報通信	担当課等	総務課
消防救急無線デジタル化整備事業、防災行政無線同報系デジタル統合事業、Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動放送や地震時緊急放送の運用を継続して行います。また、災害対策本部と各地区及び避難所との情報伝達体制を強化します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕速やかに町内全域へ正確な情報伝達が可能な、防災行政無線システム：整備済 ・〔再掲〕防災行政無線同報系戸別受信機整備事業 戸別受信機設置率 70%（H30）⇒継続して事業を推進します。 ・〔再掲〕衛星携帯電話、可搬型無線機等を配備し、各地区避難場所間及び各地区と町災害対策本部との情報伝達体制を強化します。 ・〔再掲〕防災行政無線同報系デジタル統合事業、衛星携帯電話、可搬型無線機等について、災害時でも通信が途切れることのないよう、稼働確認を行い、老朽化した機器は交換等により対策します。				



戸別受信機



ホーンアレイスピーカー

脆弱性評価 4-3)-②

要配慮者への対応については、地域との連携を図っていますが、避難行動要支援者数に対し支援関係者数が不足し、安全・安心確保のための災害情報が伝達できないおそれがあります。

●推進方針	施策分野	保健医療・福祉 リスクコミュニケーション	担当課等	教育課、総務課、 こども未来課
-------	------	-------------------------	------	--------------------

平常時から全ての保育・教育施設で防災教育を実施していますが、地域と連携した防災教育や防災訓練を継続して行います。

○推進指標等

- ・地域と連携した避難（防災）訓練の実施率（H28） 小学校 89%、中学校 60%⇒いずれも 100%を目指します。〔教育課〕
- ・出前防災講座（小中学生、住民等を対象とした講演による地震・津波に関する知識・防災意識の向上）を継続して行います。〔総務課〕
- ・学校防災教育（ジュニア防災検定等）を継続して行います。〔教育課、総務課〕
- ・防災訓練（訓練内容等を参加団体全体で検討し実施。訓練結果の検証を行い、より効果的な訓練内容を検討）〔継続事業〕〔総務課〕
- ・保育所、こども園における避難訓練を徹底します。〔こども未来課〕
- ・〔再掲〕和歌山県が実施する「紀の国防災人づくり塾」への参加者 39 人（H28）⇒今後も参加を奨励します。〔総務課〕

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II . 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第 4 章 II . 1. 防災教育の充実	
第 4 章 II . 2. 防災文化の醸成	



避難訓練（くしもとこども園）



避難訓練（くしもとこども園）

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 食料等の安定供給の停滞

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 5-1)-① 農産物・水産物の物流拠点が被災し、食料の安定供給が停滞するおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	産業構造 農林水産	担当課等	産業課
串本漁港を中心とした漁業地域における、水産物の生産・流通に係る事業継続計画を運用します。				
○推進指標等 ・港における水産物の生産・流通に関する事業継続計画は H28 に策定し、H29 以降はその運用と周知に努めます。				

脆弱性評価 5-1)-② 〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、緊急輸送道路が寸断する可能性があります。				
●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	建設課
〔再掲〕緊急輸送道路等の耐災性を強化します。				
○推進指標等 ・〔再掲〕緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 0%（町橋梁対象、H28）⇒100%（R2） ・〔再掲〕橋梁の要修繕箇所対策率 2%（H28）⇒52.6%（R2） ・〔再掲〕橋梁の耐震性確保（避難行動で必要な橋梁について、耐震点検を実施し、必要などころを耐震補強）を長期事業として進めます。 ・〔再掲〕緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率 0%（町道対象、H28）⇒長期事業として進めます。				

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保
第 3 章 II. 2. 救助・救援に資するルートの確保	(2) 緊急輸送道路等の通行確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

5-2) サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下

サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 5-2)-① 津波による航路閉塞により、物流機能の低下が懸念されます。				
●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	建設課
県と連携して、海岸保全施設の耐災性を強化します。				
○推進指標等 ・〔再掲〕防波堤の耐震化及び耐津波性能化 着手（H28）⇒海岸保全施設の耐災性の強化について、県へ継続的に要求します。				

脆弱性評価 5-2)-②				
〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性があります。				
●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	建設課
〔再掲〕緊急輸送道路等の耐災性を強化します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 0%（町橋梁対象、H28）⇒100%（R2） ・〔再掲〕橋梁の要修繕箇所対策率 2%（H28）⇒52.6%（R2） ・〔再掲〕橋梁の耐震性確保（避難行動に必要な橋梁について、耐震点検を実施し、必要なところを耐震補強）を長期事業として進めます。 ・〔再掲〕緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率 0%（町道対象、H28）⇒長期事業として進めます。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1)災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保	(2)緊急輸送道路等の通行確保
第3章Ⅲ.2.迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1)経済基盤の機能維持 (2)産業の持続性強化

5-3) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 5-3)-①				
被災・停電等により、ガソリンスタンドやLPガス充てん所の供給機能が、停止するおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	エネルギー	担当課等	総務課
石油備蓄体制の整備と、関係する事業所・販売所等との災害時の物資供給に関する協定締結を進めます。				
○推進指標等				
・給油拠点の確保（公共設置の給油拠点の関係機関による利用協定を締結）については完了しています。				

脆弱性評価 5-3)-②				
〔再掲〕津波による航路閉塞により、物流機能の低下が懸念されます。				
●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	建設課
〔再掲〕県と連携して、海岸保全施設の耐災性を強化します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕防波堤の耐震化及び耐津波性能化 着手（H28）⇒海岸保全施設の耐災性の強化について、県へ継続的に要求します。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備	(4)ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1)災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅲ.2.迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1)経済基盤の機能維持 (2)産業の持続性強化

5-4) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 5-4)-①				
大規模災害で多くの金融機関の機能が停止することにより、町経済への甚大な影響が懸念されます。				
●推進方針	施策分野	産業構造	担当課等	総務課
金融関係機関との協力体制を通じた、危機管理体制づくりを進めます。				
○推進指標等				
・ 県内金融機関相互支援協定締結（H28）⇒今後も進めていきます。				

<参考> 和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅲ. 2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化
-----------------------------	-------------------------------

6. ライフライン・燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態

地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 6-1)-①

南海トラフ巨大地震等の津波により、南紀田辺IC以南では沿岸部にある国道42号の約5割が浸水するなど、広域ネットワークと地域ネットワークが分断されるおそれがあります。

●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	建設課
すさみ串本道路の事業促進と、串本インターチェンジ（仮称）以東の早期事業化を働きかけます。				
○推進指標等				
・すさみ串本道路 供用率 0%（H28）				

脆弱性評価 6-1)-②

〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、町内の緊急輸送道路が寸断される可能性があります。

●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	建設課、産業課
〔再掲〕緊急輸送道路等の耐災性を強化します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕L=15m以上の農道橋の点検診断実施数 0橋（H28）⇒2橋（R1）〔産業課〕 ・〔再掲〕人家や公共施設と連絡する重要な林道におけるL=15m以上の林道橋の点検診断実施数 0橋（H28）⇒31橋（R1）〔産業課〕 ・〔再掲〕緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 0%（町橋梁対象、H28）⇒100%（R2）〔建設課〕 ・〔再掲〕橋梁の要修繕箇所対策率 2%（H28）⇒52.6%（R2）〔建設課〕 ・〔再掲〕橋梁の耐震性確保（避難行動で必要な橋梁について、耐震点検を実施し、必要なところを耐震補強）を長期事業として進めます。〔建設課〕 ・〔再掲〕緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率 0%（町道対象、H28）⇒長期事業として進めます。〔建設課〕 ・〔再掲〕トンネルの要修繕箇所対策率 0%（H28）⇒100%（R2）〔建設課〕 ・〔再掲〕陸路のネットワーク化（国道・県道等を介した近畿自動車道紀勢線へのアクセス路を確保）を中期事業として進めます。〔建設課〕				

脆弱性評価 6-1)-③

地域交通ネットワークが分断されているなどの災害情報等を、道路利用者が把握できないおそれがあります。

●推進方針	施策分野	情報通信	担当課等	総務課
道の駅で災害情報等を道路利用者に提供する体制を検討します。				
○推進指標等				
・道の駅防災利用に関する基本協定締結（H28）⇒今後も連携するとともに、災害情報を提供できる場所を増やします。				

脆弱性評価 6-1)-④				
電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	建設課
幹線道路の無電柱化を検討します。				
○推進指標等				
・電柱事業者に無電柱化等の改善を求めています。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保	(1)道路ネットワークの確保 (2)緊急輸送道路等の通行確保
第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1)災害対策を確実に推進できる体制の構築



道の駅 くしもと橋杭岩

6-2) 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 6-2)-①				
大規模な自然災害が発生した場合、交通インフラの被災により、和歌山県や他府県、他市町村等からのエネルギー供給支援や電力復旧等に関する専門家派遣などについても遅れが生じる可能性が高く、町内の電力供給が長期にわたって途絶するおそれがあります。				
そのため、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料等が確保できないおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	エネルギー	担当課等	総務課
〔再掲〕ライフライン関係機関との連携を、継続して強化します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕今後もライフライン関係機関との連携を、継続して強化します。				

脆弱性評価 6-2)-②

〔再掲〕災害により物流が停止し、活動拠点となる施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれがあります。

また、災害支援病院(くしもと町立病院)の自家発電装置等の設置は完了していますが、稼働時間が限られるため、医療機器の使用が制限されるおそれがあります。

●推進方針 1	施策分野	エネルギー 保健医療・福祉	担当課等	総務課、くしもと病院 消防本部
〔再掲〕指定避難所や防災拠点における石油製品・L P ガスの貯槽等の導入を検討します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕指定避難所や防災拠点における石油製品・L P ガスの貯槽等について、更なる充実を目指します。〔総務課、くしもと病院〕 ・〔再掲〕石油製品利用促進対策事業費補助金の活用を促進します。〔総務課、くしもと病院〕 ・〔再掲〕消防本部における燃料の備蓄：燃料タンクを整備済〔消防本部〕				
●推進方針 2	施策分野	エネルギー	担当課等	総務課
〔再掲〕石油備蓄体制の整備と、関係する事業所・販売所等との災害時の物資供給に関する協定締結を進めます。				
○推進指標等				
・〔再掲〕給油拠点の確保（公共設置の給油拠点の関係機関による利用協定を締結）については完了しています。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

6-3) 上水道等の長期間にわたる機能停止

上水道等の長期間にわたる供給停止を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 6-3)-①				
〔再掲〕管路、浄水施設、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道が長期間にわたり機能停止するおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	住宅・都市	担当課等	消防本部、水道課、総務課
〔再掲〕発災初動期の消防水利や応急・復旧期の応急給水を確保するため、浸水想定区域外に耐震性貯水槽を整備します。				
○推進指標等				
〔再掲〕耐震性貯水槽の整備⇒1基(R1)、その後も各年1基を設置目標とします。〔消防本部、総務課〕 〔再掲〕浄水場の耐震化率(浄水能力(m³/日)ベース)82.32%(R1)⇒長期事業として進めます。〔水道課〕				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市	担当課等	水道課
〔再掲〕災害時の飲料水確保のため、施設の統合・新設の際に、タンクへ緊急遮断弁の設置を長期事業として推進します。				
○推進指標等				
〔再掲〕耐震性を有し、緊急遮断弁設置済の配水池に確保される水量の全配水池の総容量に対する比率 25.70%(R1)⇒長期事業として進めます。				
●推進方針 3	施策分野	住宅・都市 老朽化対策	担当課等	水道課
〔再掲〕水道管の耐震化のため、石綿セメント管及び老朽管の更新を長期事業として推進します。				
○推進指標等				
〔再掲〕水道老朽管路更新事業⇒今後も継続します。 〔再掲〕重要給水施設への基幹管路耐震適合率 16.1%(R1)⇒長期事業として進めます。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画(平成27年9月版)との主な関連項目

第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

6-4) 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

下水道施設等の長期間にわたる供給停止を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 6-4)-①				
〔再掲〕下水道施設等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市 保健医療・福祉 老朽化対策	担当課等	総務課
〔再掲〕衛生対策のための施設・資材の整備に努めます。				
○推進指標等				
〔再掲〕簡易トイレ 70基、排便袋セット 27,600枚(H28)⇒和歌山県地震被害想定調査で示された必要物資数量の予測結果を基にして、今後も継続して備蓄します。〔総務課〕				

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

災害対策用プライベートルーム



6-5) 異常渇水等による用水の供給の途絶

異常渇水等による用水の供給の途絶を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 6-5)-① 天候不順等による異常渇水により、水源が枯渇するおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
災害時の生活用水を確保します。				
○推進指標等 ・地元区から要望のあった井戸に対して、年 20 件の水質検査を無料で実施しています。 ⇒今後も実施します。				
●推進方針 2	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課、水道課
飲料水等の供給体制を強化します。				
○推進指標等 ・災害用飲料水(ペットボトル)の備蓄(備蓄品購入事業 平成 25 年度～平成 27 年度 3 ヶ年合計 保存水 1,672 箱)⇒和歌山県地震被害想定調査で示された必要物資数量の予測結果を基にして、 今後も継続して備蓄します。〔総務課〕 ・給水車の確保を行います。〔水道課〕				

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(2) 必要な救援物資の確保
第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築



災害用飲料水 なんたん水

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

市街地での大規模火災の発生を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 7-1)-①

住宅(特に木造住宅)の密集率が高く狭隘な道路が多い密集市街地は、大規模地震時に火災が延焼する危険性が高いほか、瓦礫の延焼出火が懸念されます。

●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
防災力向上のための施策を検証し、防災力向上に有効な施策を全町に展開していきます。				
○推進指標等				
・串本町地域防災力向上モデル地区育成事業の推進。				

脆弱性評価 7-1)-②

大規模災害に伴う火災発生時には、消防施設や消防水利施設が不足するおそれがあります。

●推進方針	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	消防本部
消防施設の充実や消防水利施設の修繕を進めます。				
○推進指標等				
- 消防施設整備事業(平成28年度～令和2年度の5ヶ年合計 5分団の小型動力付軽積載車・消防ポンプ自動車・高規格救急自動車・救助工作車・軽積載車・消火栓新設・消防団屯所新設・防火水槽新設 整備済み) ⇒古座消防署新築移転事業・消防団屯所統廃合新設事業・消火栓新設事業・小型動力付軽積載車購入事業・高規格救急自動車購入事業・高度救命処置用資機材整備事業・消防ポンプ自動車購入事業・消防指令車購入事業(令和3年度～令和5年度) - 消防車が到達できない場合を想定し、浸水区域外へ消防ポンプ等を配備し各地域で消火活動ができるようにします。 - 消防水利整備事業(平成28年度～令和2年度に消火栓、水槽等の修繕を実施) ⇒今後も修繕を実施します。				

脆弱性評価 7-1)-③

〔再掲〕大規模地震時に、LPガス容器や電気機器からの通電火災による出火が懸念されます。

●推進方針 1	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	消防本部
〔再掲〕LPガス容器へのガス放出防止型高圧ホース等の設置を促進します。				
○推進指標等				
〔再掲〕ガス放出防止型高圧ホース等設置率 46.5%(H28)⇒継続して設置を進めていきます。				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
〔再掲〕感震ブレーカー等購入費補助事業を行います。				
○推進指標等				
感震ブレーカー等購入に対し、補助を行います。				

脆弱性評価 7-1)-④				
〔再掲〕火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されます。				
●推進方針 1	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課
〔再掲〕各関係機関と協力・検討し、自主防災組織育成研修を実施し、自主防災組織活動資金補助を行い、自主防災組織の充実に図ります。				
○推進指標等				
・〔再掲〕自主防災組織の充実に努めます。				
●推進方針 2	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	消防本部
〔再掲〕消防団への加入促進の取組を、引き続き実施します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕企業や消防団員、イベント等での積極的な広報活動を通じて、消防団への加入促進の取組を引き続き実施します。消防団員数 348 人、うち女性団員 9 人 (R3.4) ⇒消防団員数 370 人、うち女性団員 14 人を目標に促進します。				
・〔再掲〕消防団の消火・救助・救命の訓練を通じて、団員の技術の向上を図ります。				

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I. 2. 地震への備え	(2) 地震に起因する火災等への備え
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II. 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺を防ぐため、「住宅・建築物安全ストック形成事業」等を活用して、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 7-2)-①				
〔再掲〕耐震化が行われていない公営住宅や一般住宅があり、空き家も見られるため、緊急時の避難路・避難経路が閉塞し、安全性が確保できないおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
〔再掲〕公営住宅の耐震診断・耐震改修事業を進めます。				
○推進指標等				
・〔再掲〕公営住宅の耐震化率 90.5% (H28) ⇒今後も継続して実施します。				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
〔再掲〕一般住宅の耐震診断・耐震改修事業を進めます。				
○推進指標等				
・〔再掲〕一般住宅の耐震化率 78.2 % (H30)				
・〔再掲〕平成 28 年度～平成 30 年度の 3 ヶ年合計で、耐震診断 36 戸、設計 2 戸、耐震改修 1 戸を実施⇒今後は地震被害軽減及び避難路確保のための必要性を啓発しながら、「住宅耐震化促進事業」の活用を促進して、毎年、耐震診断 20 戸以上、耐震改修 3 戸以上を目指します。				
●推進方針 3	施策分野	住宅・都市	担当課等	建設課
〔再掲〕空き家（不良住宅）の除却補助事業を進めます。				
○推進指標等				
・令和 2 年度の実績数 10 戸⇒今後も必要性を啓発しながら事業を推進します。				

脆弱性評価 7-2)-②				
〔再掲〕耐震化が行われていない公共建築物や避難(場)所があることから、避難行動に支障をもたらすおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
〔再掲〕公共建築物や避難場所の耐震診断及び耐震改修事業を進めます。				
○推進指標等				
・〔再掲〕平成 25 年度～平成 27 年度に潮岬公民館が完了、赤瀬公民館と里川集会所は検討中 ⇒引き続き公共建築物や避難場所の防災上必要な箇所を確認し、耐震診断・耐震改修を推進します。				

脆弱性評価 7-2)-③				
〔再掲〕ホテルなど、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化が完了しておらず、倒壊や火災による被害が生じるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
〔再掲〕耐震診断を義務化された、避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震改修を促進します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕耐震診断：完了 100%、耐震改修：完了 50% (H29) ⇒改修、建替え等により、耐震化 100%を目指します。				

脆弱性評価 7-2)-④				
〔再掲〕大規模地震時に、電柱やブロック塀等が倒壊することによって、交通が遮断されるおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	住宅・都市	担当課等	建設課
〔再掲〕市街地等の幹線道路の無電柱化を進めます。				
○推進指標等				
・〔再掲〕電柱事業者に無電柱化等の改善を求めています。				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市	担当課等	総務課
〔再掲〕ブロック塀の撤去や、生垣植栽を補助します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕ブロック塀等撤去等補助事業 撤去 51 件実施（平成 25 年度～平成 27 年度） ⇒避難路確保のための必要性を啓発しながら、「地震・津波避難路確保のための補助金」の「ブロック塀撤去補助」の活用を継続して促進します。 ・〔再掲〕ブロック塀等撤去等補助事業 生垣づくり 35 件実施（平成 25 年度～平成 27 年度） ⇒避難路確保のための必要性を啓発しながら、「地震・津波避難路確保のための補助金」の「生垣づくり事業」の活用を継続して促進します。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

7-3) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 7-3)-①				
大規模地震や集中豪雨によりため池が決壊し、周辺の道路や住宅が浸水したり、人的被害が発生したりするおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	農林水産	担当課等	産業課
ため池の耐災性を強化します。				
○推進指標等				
・ため池改修加速化計画に基づく改修 4ヶ所 (H28) ⇒完了 (R1) ・ため池点検診断の実施 (受益 2ha 以上) 100% (H28) ・ため池ハザードマップの作成 全 8ヶ所完成 (H28) ⇒今後も活用し、周知します。 ・防災重点農業用ため池の防災工事等を計画的に実施します。 (R3～R12) ・防災重点農業用ため池ハザードマップの作成 6箇所 (R3)				

脆弱性評価 7-3)-②				
〔再掲〕土砂災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがあります。				
●推進方針 1	施策分野	農林水産	担当課等	建設課、産業課
〔再掲〕土砂災害警戒区域等の調査・指定や治山事業を進めます。				
○推進指標等				
・〔再掲〕土砂災害警戒区域等指定のための調査及び結果の公表についての進捗率 調査：68%、指定：44% (H28) ⇒調査 100%、指定 100% (R1) 〔建設課〕 ・〔再掲〕山地災害危険地区のAランク危険地 (未整備) 18ヶ所 (H28) ⇒人家及び公共施設等に影響が及ぶ箇所について、重点的に治山事業を推進します。〔産業課〕				
●推進方針 2	施策分野	住宅・都市 土地利用	担当課等	建設課
〔再掲〕災害に強いまちづくりに向けて、都市計画等の見直しを行います。				
○推進指標等				
・〔再掲〕災害に強いまちづくりや早期復興を目指し、都市計画区域を見直します。 ・〔再掲〕安全な市街地を形成するため、土地利用の基本的方向を中期事業として検討します。				

脆弱性評価 7-3)-③				
〔再掲〕土砂災害の発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難指示等の発令が遅れるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課
〔再掲〕風水害避難先安全レベルを設定した避難所を確保します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕71ヶ所 (H28) ⇒今後も避難所の風水害避難安全レベル設定に努めます。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 7-4)-①

農地や森林の保全を中山間地域居住者の自助努力のみで適正に維持管理していくことが難しく、地震や豪雨などによる土砂崩れの拡大、保水能力の低下などにつながるおそれがあります。

●推進方針	施策分野	農林水産	担当課等	産業課
農林業の基盤整備等を進めます。				
○推進指標等				
・農道・灌漑配水整備事業（平成 25 年度～令和 2 年度の 8 ヶ年合計 農道新設工事延長 980m）⇒今後も継続して実施します。 ・林道整備関係事業（平成 25 年度～平成 27 年度の 3 ヶ年合計 林道整備 8,914 m²、平成 28 年度に林道姫川線 260 m²を実施）⇒完了（H28）。以後、維持管理に努めます。 ・過疎地域自立促進特別事業（農作物鳥獣害防止対策事業、乾燥紀州材需要拡大事業、地場産業育成及び観光事業推進資金補助事業、小企業資金利子補給補助事業）を実施します。 ・野生鳥獣による農作物等の被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲、狩猟者の育成、防護柵の設置等の鳥獣害対策を強化するとともに、捕獲した鳥獣の食肉利用を推進します。 ・森林環境譲与税を活用した森林経営管理事業を実施し、適正な森林管理を推進します。				

脆弱性評価 7-4)-②

山地災害危険地区の対策が完了しておらず、土砂災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがあります。

●推進方針	施策分野	農林水産	担当課等	産業課
山地災害危険地区の A ランク危険地の対策を推進します。				
○推進指標等				
・〔再掲〕山地災害危険地区の A ランク危険地（未整備） 18 ヶ所（H28）⇒人家及び公共施設等に影響が及ぶ箇所について、重点的に治山事業を推進します。				

<参考> 和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章Ⅲ. 2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

風評被害等による地域経済等への甚大な影響を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 7-5)-①				
風評被害は、本町の農林水産業やとりわけ観光業等の回復に著しい支障をきたすおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	産業構造 農林水産	担当課等	産業課
風評被害対策として、災害発生時において、町内外に正確な情報を発信する体制を整備します。				
○推進指標等				
・風評被害に対して、町内外に正確な情報を発信する体制を整備します。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅲ.2.迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1)経済基盤の機能維持 (2)産業の持続性強化
-------------------------	-----------------------------

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 8-1)-①

公共インフラの整備、維持・管理及び道路啓開や応急復旧等に必要な担い手である建設業者や技術者等が不足する懸念があります。

●推進方針 1	施策分野	行政機能(消防等)	担当課等	総務課、税務課、建設課
防災関係の資格取得を補助します。				
○推進指標等 ・防災士資格取得補助制度：実施中〔総務課〕 ・住家被害認定士 33 名 (H28)⇒継続的な育成に努めます。〔税務課〕 ・被災宅地危険度判定士の登録者数 9 名 (H28)⇒継続的な育成に努めます。〔建設課〕 ・被災建築物応急危険度判定士の登録者数 4 名 (H28)⇒継続的な育成に努めます。〔建設課〕				
●推進方針 2	施策分野	行政機能(消防等) リスクコミュニケーション	担当課等	総務課
防災に関する人材育成を促進します。				
○推進指標等 ・住民と共に進める防災まちづくり（定期的にワークショップ等を開催し、今後の串本町の防災対策を地域全体で検討していく体制づくり）を継続して進めます。 ・出前講座『地震・津波に備えて』事業（平成 25 年度～平成 27 年度の 3 ヶ年合計 114 回・4,211 人）⇒今後は毎年 20～30 箇所で開催します。 ・〔再掲〕和歌山県が実施する「紀の国防災人づくり塾」への参加者 39 人 (H28) ⇒今後も参加を奨励します。				

脆弱性評価 8-1)-②

災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があります

●推進方針	施策分野	行政機能(消防等) 交通・物流	担当課等	総務課
〔再掲〕災害時における自治体等との相互応援協定を進めます。				
○推進指標等 ・〔再掲〕災害時相互応援に関する協定（田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村、古座川町）、大災害時における本州四端会議の相互援助に関する協定（青森県大間町、岩手県宮古市、山口県下関市）、災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）を締結していますが、今後もその取組みを進めます。				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章Ⅲ. 1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

東日本大震災 宮古市への応援物資



8-2) 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 8-2)-①				
耐震化が行われていない鉄道施設が存在するため、大規模災害時には不通が長期化するおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	企画課
駅舎、橋梁、トンネル等の耐震化や、線路敷の液状化対策等を J R に要望します。				
○推進指標等				
・ 紀勢本線活性化促進協議会を通じて継続して要望します。				

脆弱性評価 8-2)-②				
〔再掲〕橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により、緊急輸送道路が寸断する可能性があります。				
●推進方針	施策分野	交通・物流	担当課等	建設課、産業課
〔再掲〕緊急輸送道路等の耐災性を強化します。				
○推進指標等				
・ 〔再掲〕 L=15m 以上の農道橋の点検診断実施数 0 橋 (H28) ⇒2 橋 (R1) 〔産業課〕 ・ 〔再掲〕 人家や公共施設と連絡する重要な林道における L=15m 以上の林道橋の点検診断実施数 0 橋 (H28)) ⇒31 橋 (R1) 〔産業課〕 ・ 〔再掲〕 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 0% (町橋梁対象、H28) ⇒100% (R2) 〔建設課〕 ・ 〔再掲〕 橋梁の要修繕箇所対策率 2% (H28) ⇒52.6% (R2) 〔建設課〕 ・ 〔再掲〕 橋梁の耐震性確保（避難行動で必要な橋梁について、耐震点検を実施し、必要なところを耐震補強）を長期事業として進めます。〔建設課〕 ・ 〔再掲〕 緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率 0% (町道対象、H28) ⇒長期事業として進めます。〔建設課〕 ・ 〔再掲〕 トンネルの要修繕箇所対策率 0% (H28) ⇒100% (R2) 〔建設課〕 ・ 〔再掲〕 陸路のネットワーク化（国道・県道等を介した近畿自動車道紀勢線へのアクセス路を確保）を中期事業として進めます。〔建設課〕				

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章Ⅲ. 1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

8-3) 液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 8-3)-①				
沿岸部が液状化することにより、海岸保全施設・道路施設・宅地が損壊し、ライフライン施設が使用不能となるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	建設課、水道課、総務課
海岸保全施設・道路施設・宅地・ライフラインの液状化対策を実施する他、液状化の危険性を周知します。				
○推進指標等				
・海岸保全施設、道路施設、宅地の液状化対策の実施 整備率 0% (H28) ⇒県が作成した液状化ハザードマップにより液状化の危険性を周知します。〔総務課〕 ・上水道施設、下水道施設の液状化対策の実施 実施率はいずれも 0% (H28) ⇒県が作成した液状化ハザードマップにより液状化の危険性を周知します。〔総務課〕 ・上水道配管の液状化対策は継続して推進します。〔水道課〕 ・復旧復興を早期に行うための防波堤の耐震化及び耐津波性能化 着手 (H28) 〔建設課〕				

脆弱性評価 8-3)-②				
液状化・津波・高潮・洪水によって浸水した市街地の復旧・復興が、地籍調査が完了していないため大幅に遅れるおそれがあります。				
●推進方針	施策分野	住宅・都市	担当課等	建設課
中心市街地や沿岸集落における地籍調査を推進します。				
○推進指標等				
・津波浸水想定地域の地籍調査実施率 21% (H30) ⇒47% (R5)				

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章Ⅲ. 1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

8-4) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 8-4)-①

復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物が発生し、処理が停滞すれば道路啓開や災害廃棄物の撤去などが行えず、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあります。

●推進方針	施策分野	環境	担当課等	住民課
災害廃棄物処理計画を策定する等、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を整備します。				
○推進指標等				
・ 災害廃棄物処理計画：策定済み（H29）				

脆弱性評価 8-4)-②

石油類等の有害物質の流出等により、災害廃棄物が汚染されるおそれがあります。

●推進方針	施策分野	環境	担当課等	住民課
〔再掲〕災害廃棄物処理計画を策定する等、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を整備します。				
○推進指標等				
・ 〔再掲〕災害廃棄物処理計画：策定済み（H29）				

脆弱性評価 8-4)-③

津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業や周辺住民に影響を及ぼすおそれがあります。

●推進方針	施策分野	環境	担当課等	住民課
〔再掲〕災害廃棄物処理計画を策定する等、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を整備します。				
○推進指標等				
・ 〔再掲〕災害廃棄物処理計画：策定済み（H29）				

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1)災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅲ.1.迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1)復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

8-5) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進します。

脆弱性評価 8-5)-①

高齢化や過疎化の進行等により、地域コミュニティ機能が低下し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあります。

●推進方針	施策分野	行政機能(消防等) 土地利用	担当課等	総務課、建設課、 教育課
地域コミュニティ機能を保全するまちづくり計画や、長期的な復興計画を策定します。				
○推進指標等 ・次の南海トラフ巨大地震後の復興計画を事前に検討し、その次の南海トラフ巨大地震及びその津波に強いまちづくりを進めます。〔総務課〕 ・〔再掲〕災害に強いまちづくりや早期復興を目指し、都市計画区域を見直します。〔建設課〕 ・〔再掲〕安全な市街地を形成するため、土地利用の基本的方向を中期事業として検討します。〔建設課〕 ・地域と連携した避難(防災)訓練の実施率(H28) 小学校 89%、中学校 60%⇒いずれも 100%を目指します。〔教育課〕 ・出前防災講座(小中学生、住民等を対象とした講演による地震・津波に関する知識・防災意識の向上)を継続して行います。〔総務課〕 ・津波被害の復旧・復興を円滑に進めるため、津波浸水区域の地籍調査を重点的に進めます。〔建設課〕				

<参考>和歌山県国土強靱化計画(平成27年9月版)との主な関連項目

第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1)災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅱ.4.地域の防災体制づくり	(1)地域の防災力強化 (2)防災教育の徹底
第3章Ⅲ.1.迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1)復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

1. 計画の推進体制

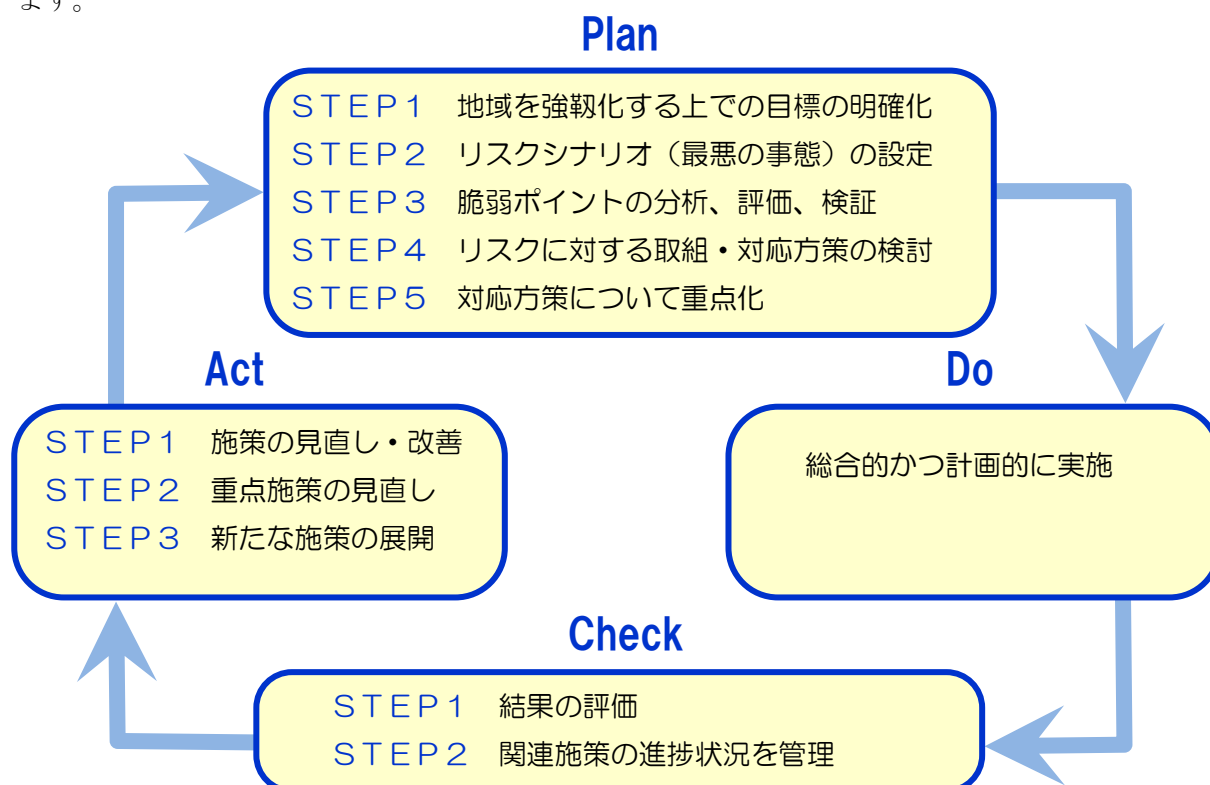
本町の地域強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組みは広範な各課の所掌にまかされます。

したがって、本計画の推進に当たっては、役場内に設置している「串本町国土強靱化地域計画検討委員会」を中心とした全横断的な体制のもと、和歌山県・国の関係組織、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていきます。

2. 計画の進捗管理

本町の地域強靱化に向けては、国の計画である「国土強靱化基本計画」、県の計画である「和歌山県国土強靱化計画」と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。

そのためには、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進していくとともに、新たな施策展開を図っていきます。



3. 計画の推進期間と重点化プログラム

本計画については、2017（平成 29）年度から概ね 10 年間で推進期間としています。本町の内外における社会経済情勢の変化や、国、県及び本町を通じた国土強靱化施策の推進状況等を勘案し、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

また、国の計画である「国土強靱化基本計画」において選定された「重点化すべきプログラム」を基本とし、本町の主要施策と関連する以下のプログラムを、重点化プログラムとして位置づけ、推進を図っていきます。

部分は
国の重点化プログラム対象

串本町地域強靱化計画における重点化プログラム	重点化
1-1) 大規模津波等による多数の死者の発生	○
1-2) 建物等の複合的倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	○
1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○
1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○
1-5) 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態	○
2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○
2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○
2-5) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
2-6) 想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困難者の発生	○
2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
3-1) 町役場の機能不全	○
3-2) 行政機関（町役場除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4-1) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が住民等に伝達できない事態	
4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○
4-3) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○
5-1) 食料等の安定供給の停滞	○
5-2) サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下	
5-3) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○
5-4) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	
6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態	○
6-2) 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
6-3) 上水道等の長期間にわたる機能停止	
6-4) 下水道施設等の長期間にわたる機能停止	

串本町地域強靱化計画における重点化プログラム	重点化
6-5)異常渇水等による用水の供給の途絶	
7-1)市街地での大規模火災の発生	
7-2)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
7-3)ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
7-4)農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○
7-5)風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
8-1)復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-2)鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-3)液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-4)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-5)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

4. 本町の他の計画の見直し

本計画は、本町の地域強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものですから、串本町地域防災計画をはじめとする地域強靱化に関連する各計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せて必要な検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

策定及び改訂履歴

平成 3 0 年	3 月	策定
令和 2 年	3 月	第 1 回改訂
令和 3 年	3 月	第 2 回改訂
令和 4 年	3 月	第 3 回改訂

串本町国土強靱化地域計画

平成30年3月 策定

令和4年3月 改訂

和歌山県 串本町